

宜野座村国土強靱化地域計画

別紙

目次

別紙1	リスクシナリオごとの脆弱性評価	別1
	リスクシナリオ1-1	別1
	リスクシナリオ2-1	別16
	リスクシナリオ3-1	別28
	リスクシナリオ4-1	別31
	リスクシナリオ5-1	別31
	リスクシナリオ6-1	別37
	リスクシナリオ7-1	別40
	リスクシナリオ8-1	別49
別紙2	施策分野ごとの脆弱性評価	別64
	個別施策分野① 行政機能/防災教育等	別64
	個別施策分野② 住宅・都市	別69
	個別施策分野③ 保健医療・福祉	別73
	個別施策分野④ エネルギー・産業	別76
	個別施策分野⑤ 情報通信	別79
	個別施策分野⑥ 交通・物流	別79
	個別施策分野⑦ 農林水産	別81
	個別施策分野⑧ 環境	別87
	個別施策分野⑨ 土地利用	別91
	横断的分野① リスクコミュニケーション	別97
	横断的分野② 人材育成	別98
	横断的分野③ 官民連携	別101
	横断的分野④ 老朽化対策	別103

別紙 1 リスクシナリオごとの脆弱性評価

再掲する項目については●表示とします。

1-1 市街地での住宅・建物・集客施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(建物の耐震化)

- 村民の生命と財産を地震被害から未然に防ぐため、一般住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進及び耐震診断や耐震改修を促進するとともに、省エネルギーによる環境に配慮した住宅整備を促進する必要がある。
- 風水害、大火災等による建造物の災害の防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る必要がある。
- 本村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る必要がある。また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する必要がある。

(建物の耐風・耐火化)

- 建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する必要がある。

(公共施設の保全)

- 「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または

廃止等、公共施設等の長寿命化を進める必要がある。

- 公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める必要がある。特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う必要がある。
- 公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する必要がある。
- 「宜野座村住基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る必要がある。

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途(機能)転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(公共施設の安全確保)

- 昭和 56 年度以前の旧耐震基準の下で整備された主な施設については耐震化診断を行い、診断結果に基づいて耐震改修工事を含めた更新を計画的に実施する必要がある。
- 施設の安全性について、高い危険性が認められた公共施設は利用禁止等の処置を行い、利用者の安全確保を図る必要がある。
- 用途廃止され、利用される見込みのない施設については、速やかに除却・売却等の検討を行う必要がある。

(ブロック塀の対策)

- 本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止する必要がある。
- ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する必要がある。
- 特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う必要がある。

(防火意識の高揚)

- 防火対象物を把握し、消防設備などの設置や維持、防火基準適合表示制度の普及に努めるとともに、予防査察や火災予防運動など防火意識の高揚を図る必要がある。

(消防力の整備促進)

- 消防車両や水利設備等の整備促進を図る必要がある。
- 村民の生命と財産を守るため、消防・救急設備等の更新を適宜行い、地域の防火水槽や消火栓の設置等に取り組む必要がある。

(危険物の災害予防)

- ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止する必要がある。

(文化財の災害予防)

- 建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、災害予防の徹底を図る必要がある。

(防災意識の啓発)

- 災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。
- また災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、普段における必要な訓練も重要である。このため村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する必要がある。

(村民に対する防災教育)

- パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努める必要がある。
- 村民に対して「自らの生命は自ら守る」ということ基本に、地域別説明会や映写会並びに学校教育等を通じて地域防災計画の内容や過去の災害の紹介、並びに災害の予防及び災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識の高揚を図る必要がある。

(防災訓練の実施)

- 自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努める必要がある。
- 防災知識の普及は防災訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体や民間協力団体及び学校並びに地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練の計画的な実働訓練を実施する必要がある。
- 地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図る必要がある。
- AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図る必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣保組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。
- そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する必要がある。

(外国人、観光客の安全確保)

- 村及び防災関係機関並びに観光施設等の管理者は、観光客や外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する必要がある。

(避難誘導體制の確立)

- 避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要があり、また老人・子供・身体障害者など災害弱者の安全を優先して行なう必要がある。そのため平常時から災害弱者の情報や避難経路の安全性の把握を行なう必要がある。また地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておく必要がある。

(公共施設の地球温暖化対策)

- 今後の老朽化に向けて法定点検の結果や耐用年数等から事前に大規模改修時期を把握し、地球温暖化対策も考慮した修繕を行う必要がある。地球温暖化対策例・照明施設の LED 化・自家発電設備の導入・蓄電池設備の導入・空調監視システムの導入による省エネ化が必要である。

(バリアフリー化)

- ユニバーサルデザインやバリアフリー等の推進により、誰もが安心して外出し、快適に利用できる道路や公園等の公共施設等の環境整備を進める必要がある。
- 誰もが歩きやすく利用しやすい道路環境を確保するため、危険箇所の交差点改良や歩道のバリアフリー化を推進する必要がある。
- 公共施設等のバリアフリー化を検討する必要がある。

(集落の整備)

- 宜野座村の集落は、国道 329 号周辺に 6 集落が房状に立地しており、中でも宜野座区は、村役場をはじめとする公用・公共用施設用地が集積する本村の中心地区となっている。今後は、新たな住宅地ニーズに応じて計画的に住宅地を確保する必要がある。また、畜舎や墓地及び各種開発について、適正な規制・誘導を進め、快適な生活環境を確保していく必要がある。

(住宅地の整備)

- 住宅地は、まとまった新規住宅地を主要な幹線道路沿道に、既存の自然環境及び景観等へ配慮しつつ形成する必要がある。既存集落内では、集落内の未利用地等の有効利用を促進し、集落域の拡大については、周辺の農地の状況に応じ、適切な範囲で拡大を図る必要がある。なお、新規住宅地の立地は各字のコミュニティ及び生活基盤の設置等を鑑み、できる限り散在しないよう、まとまりのある住宅地の形成を促進する必要がある。また、集落内及び宅地内の緑化や、集落周辺の史跡・御嶽、湧泉等の保全・活用を促進する必要がある。

(公共用地の確保)

- 公用・公共用施設用地については、既存の公用・公共核（役場周辺）の拡充を図るため、国道 329 号宜野座改良沿道に新たな公用・公共用施設を配置し、公的サービス機能の拡充を図る必要がある。なお、新規機能の導入ニーズに関しては、既存施設の活用も併せ総合的な観点から機能の導入・配置方を検討する必要がある。さらに、集落内においては住民が集える広場等の確保を図る必要がある。

(住環境の整備)

- 新たな「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年）に伴い、「宜野座村住生活基本計画」を策定する必要がある。
- 住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、安全性の向上とゆとりのある快適な環境の確保に努める必要がある。

(緑地の整備)

- 中心地区内及びその周辺の緑地を保全するとともに、オープンスペースの確保・整備による防災機能の向上を図る必要がある。

- 宜野座村緑化振興会及び花の村づくり推進計画と連携を図りつつ、宜野座村緑化振興会の苗木等を活用し、幹線道路の植栽帯の緑化等による村内の緑化を推進する必要がある。
- 地域住民の意向に応じた身近な公園・広場等の整備に努める必要がある。
- 沖縄県緑化推進委員会や宜野座村緑化振興会等と連携し、村民向けの緑化相談や講習会等を開催し、村民の緑化意識の高揚を図る必要がある。
(阪神タイガース等スポーツの誘致)
- 阪神タイガースの春季キャンプ受け入れの充実や地域との交流を図るとともに、宜野座村観光協会等と連携し、野球・カヌー・自転車・各種球技等のスポーツ合宿等のスポーツ・ツーリズムを推進する必要がある。
(福祉面からの住宅改修)
- 介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護保険や補助事業による住宅改修への支援を行う必要がある。
(空き家対策の推進)
- 老朽化等により景観面や安全面に支障のある空き家住宅の解消及び活用に向けた実態調査や空き家対策に取り組む必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(海岸保全の促進)

- 本村の瀧原海岸や宜野座海岸、宜野座漁港及び漢那漁港などは海岸保全区域に指定されている。海水による侵食または高潮及び波浪などから海岸を防御するため、離岸堤や海岸護岸の整備等、高潮対策及び侵食対策事業などの海岸保全事業を促進するとともに、防風林や防潮林の保全育成を図る必要がある。

(建物の耐震化)

- 村民の生命と財産を地震被害から未然に防ぐため、一般住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進及び耐

震診断や耐震改修を促進するとともに、省エネルギーによる環境に配慮した住宅整備を促進する必要がある。

- 風水害、大火災等による建造物の災害の防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る必要がある。
- 本村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る必要がある。また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する必要がある。

（公共施設の保全）

- 「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進める必要がある。
- 公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める必要がある。特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う必要がある。
- 公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する必要がある。
- 「宜野座村住基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る必要がある。

（防災意識の啓発）

- 災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。
- また災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、普段における必要な訓練も重要である。このため村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する必要がある。

（村民に対する防災教育）

- パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努める必要がある。
- 村民に対して「自らの生命は自ら守る」ということ基本に、地域別説明会や映写会並びに学校教育等を通じて地域防災計画の内容や過去の災害の紹介、並びに災害の予防及び災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識の高揚を図る必要がある。

（防災訓練の実施）

- 自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努める必要がある。
- 防災知識の普及は防災訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体や民間協力団体及び学校並びに地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練の計画的な実働訓練を実施する必要がある。

- 地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図る必要がある。
- AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図る必要がある。
（自主防災組織の育成）
- 災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣保組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。
- そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する必要がある。
（津波避難場所・避難路の整備）
- 標高が低い漢那・松田前原・松田潟原地域等については、地震・津波対策として避難場所・避難経路の確保等努める必要がある。
（避難誘導體制の確立）
- 避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある。また老人・子供・身体障害者など災害弱者の安全を優先して行なう必要がある。そのため平常時から災害弱者の情報や避難経路の安全性の把握を行なう必要がある。また地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておく必要がある。
（避難勧告等の伝達方法の整備）
- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、住民等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。
（村民の健康づくり）
- 生活習慣病による死亡率が高いことから、日頃の健康づくりが重要となります。また、高齢化社会に対応していくためにも、地域全体で支え合う取り組みがより必要である。
（広域連携）
- 村民みんなが健康で安心して暮らし、住んで誇れる地域づくりやむらの魅力向上等につながる広域連携の対応が必要である。
（生涯学習の充実）
- 村民の健康づくりに資する新たなスポーツ・レクリエーションの普及促進、各種競技に関する講習会及びスポーツ教室の開催・充実に努める必要がある。
- 各地域の自主的な生涯学習の活動を促進する必要がある。
（地域福祉の推進）
- 互いにふれ合い、支え合う関係が地域に根づくよう、村民の福祉の心や地域活動を育むとともに、地域活動団体や事業所等、多様な担い手の参画による支え合いネットワークづくりを進める必要がある。
- 支援が必要になったときに必要なサービスが受けられるよう相談支援の充実に取り組み、すべての村民にとって安全で利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要がある。
- 地域の見守りや生活支援等が必要なケースについて話し合う、地域支え合い検討会（仮称）等を開催する必要がある。
- 保健・医療・福祉等の連携体制の構築を図り、多様化する生活課題に対応する必要がある。
- 地域、学校、保育所、職場、保健・医療関係団体等、健康づくりに関連のある団体・機関の連携を強化し、地域主体の健康づくり活動を支援する必要がある。

- 介護予防や多様な生活支援のニーズに対応するため、地域の虚弱高齢者等の把握に努める必要がある。
- 要介護状態になることを防ぐ「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図り、介護予防の取り組みに加え、地域における既存の見守り支え合い活動を含め、住民が主体となった高齢者の居場所づくりなどに取り組むことができるよう支援する必要がある。
- 介護が必要になった場合でもできるだけ要介護状態の改善を図り、在宅での生活がより快適となるよう介護サービスの確保に努める必要がある。

(環境学習の推進)

- 自然との共生に対する意識の高揚を図るため、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努める必要がある。

(防災関係機関の連携の強化)

- 警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深める必要がある。
- 沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図る必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(公共施設の保全)

- 「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進める必要がある。
- 公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める必要がある。特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う必要がある。
- 公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する必

要がある。

- 「宜野座村住基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る必要がある。

(防災意識の啓発)

- 災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。
- また災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、普段における必要な訓練も重要である。このため村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する必要がある。

(村民に対する防災教育)

- パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努める必要がある。
- 村民に対して「自らの生命は自ら守る」ということ基本に、地域別説明会や映写会並びに学校教育等を通じて地域防災計画の内容や過去の災害の紹介、並びに災害の予防及び災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識の高揚を図る必要がある。

(防災訓練の実施)

- 自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努める必要がある。
- 防災知識の普及は防災訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体や民間協力団体及び学校並びに地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練の計画的な実働訓練を実施する必要がある。
- 地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図る必要がある。
- AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図る必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣保組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。
- そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する必要がある。

(避難誘導體制の確立)

- 避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある。そのため平常時から災害弱者の情報や避難経路の安全性の把握を行なう必要がある。また地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておく必要がある。

(避難勧告等の伝達方法の整備)

- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、住民等の

避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。

(生涯学習の充実)

●村民の健康づくりに資する新たなスポーツ・レクリエーションの普及促進、各種競技に関する講習会及びスポーツ教室の開催・充実に努める必要がある。

●各地域の自主的な生涯学習の活動を促進する必要がある。

(地域福祉の推進)

●互いにふれ合い、支え合う関係が地域に根づくよう、村民の福祉の心や地域活動を育むとともに、地域活動団体や事業所等、多様な担い手の参画による支え合いネットワークづくりを進める必要がある。

●支援が必要になったときに必要なサービスが受けられるよう相談支援の充実に取り組み、すべての村民にとって安全で利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要がある。

●地域の見守りや生活支援等が必要なケースについて話し合う、地域支え合い検討会(仮称)等を開催する必要がある。

●保健・医療・福祉等の連携体制の構築を図り、多様化する生活課題に対応する必要がある。

●地域、学校、保育所、職場、保健・医療関係団体等、健康づくりに関連のある団体・機関の連携を強化し、地域主体の健康づくり活動を支援する必要がある。

●介護予防や多様な生活支援のニーズに対応するため、地域の虚弱高齢者等の把握に努める必要がある。

●要介護状態になることを防ぐ「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実に取り組み、介護予防の取り組みに加え、地域における既存の見守り支え合い活動を含め、住民が主体となった高齢者の居場所づくりなどに取り組むことができるよう支援する必要がある。

●介護が必要になった場合でもできるだけ要介護状態の改善を図り、在宅での生活がより快適となるよう介護サービスの確保に努める必要がある。

(環境学習の推進)

●自然との共生に対する意識の高揚を図るため、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努める必要がある。

(暴風・防潮林の整備)

○農地や農業施設等の生産機能の向上及び集落の環境向上を図るため、防風・防潮林の植栽を推進する必要がある。

(防災関係機関の連携の強化)

●警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深める必要がある。

●沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図る必要がある。

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村士の脆弱性が高まる事態

(災害に強い集落構造)

●環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。

- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(治山の促進)

- 本村の山地の多くを軍用地が占めているが、山林地域における侵食防止や水源かん養機能の強化などを促進し、山地に起因する災害の未然防止に努める必要がある。

(治水の促進)

- 本村には、県管理の二級河川として漢那福地川があり、残りの慶武原川や鍋川及び宜野座福地川の3水系は普通河川で、それらの河川には漢那ダムをはじめ5ヶ所のダムが設置されている。なお、本県の河川は一般的に流路延長が短いため、台風などの豪雨による被害が発生する恐れがある。
- 本村の漢那福地川は「危険と予想される区域」、宜野座福地川は「砂防指定地」に指定されていることから、常に河川状況を把握するとともに、護岸修繕や堆積土砂の除去、河川改修事業や砂防対策事業などを促進し、水害防止に努める必要がある。

(地すべり、崖崩れ対策)

- 村内の地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を調査把握し、その整備促進を図るとともに、大雨注意報の発令時または台風時には巡回して監視する必要がある。

(農地の防災対策)

- 農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や大雨、洪水または津波の浸水等による二次災害としてあらわれる。これらの対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める必要がある。

(防災意識の啓発)

- 災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。
- また災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、普段における必要な訓練も重要である。このため村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する必要がある。

(村民に対する防災教育)

- パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努める必要がある。

- 村民に対して「自らの生命は自ら守る」ということ基本に、地域別説明会や映画会並びに学校教育等を通じて地域防災計画の内容や過去の災害の紹介、並びに災害の予防及び災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識の高揚を図る必要がある。

(防災訓練の実施)

- 自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努める必要がある。
- 防災知識の普及は防災訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体や民間協力団体及び学校並びに地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練の計画的な実働訓練を実施する必要がある。
- 地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図る必要がある。
- AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図る必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣保組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。
- そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する必要がある。

(避難誘導體制の確立)

- 避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある。また老人・子供・身体障害者など災害弱者の安全を優先して行なう必要がある。そのため平常時から災害弱者の情報や避難経路の安全性の把握を行なう必要がある。また地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておく必要がある。

(避難勧告等の伝達方法の整備)

- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、住民等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。

(村民の健康づくり)

- 生活習慣病による死亡率が高いことから、日頃の健康づくりが重要となります。また、高齢化社会に対応していくためにも、地域全体で支え合う取り組みがより必要である。

(広域連携)

- 村民みんなが健康で安心して暮らし、住んで誇れる地域づくりやむらの魅力向上等につながる広域連携の対応が必要である。

(森林域の利用)

- 村土の過半を占める森林域は、宜野座村の自然・生活環境の基盤であり、今後とも地域の資源、財産として永続的に保全するとともに、一部では、その豊かな自然環境を活かした地域の振興が図れるよう、自然環境と調和のとれた土地利用を検討する必要がある。

(農用地の利用)

- 農用地は米軍施設・区域を除いた村域の約半分を占めており、これまで農業基盤整備事業、農業構造改善事業等を積極的に実施し、その整備率は県内でも高い実績を誇るが、基盤整備等で地形を改変したことにより、赤土流出の主な要因ともなっている。引き続き、赤土流出防止に努めつつ農業基盤整

備を進め、優良農用地の確保を図る必要がある。

(地域福祉の推進)

- 互いにふれ合い、支え合う関係が地域に根づくよう、村民の福祉の心や地域活動を育むとともに、地域活動団体や事業所等、多様な担い手の参画による支え合いネットワークづくりを進める必要がある。
- 支援が必要になったときに必要なサービスが受けられるよう相談支援の充実に取り組み、すべての村民にとって安全で利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要がある。
- 地域の見守りや生活支援等が必要なケースについて話し合う、地域支え合い検討会（仮称）等を開催する必要がある。
- 保健・医療・福祉等の連携体制の構築を図り、多様化する生活課題に対応する必要がある。
- 地域、学校、保育所、職場、保健・医療関係団体等、健康づくりに関連のある団体・機関の連携を強化し、地域主体の健康づくり活動を支援する必要がある。
- 介護予防や多様な生活支援のニーズに対応するため、地域の虚弱高齢者等の把握に努める必要がある。
- 要介護状態になることを防ぐ「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実に取り組み、介護予防の取り組みに加え、地域における既存の見守り支え合い活動を含め、住民が主体となった高齢者の居場所づくりなどに取り組むことができるよう支援する必要がある。
- 介護が必要になった場合でもできるだけ要介護状態の改善を図り、在宅での生活がより快適となるよう介護サービスの確保に努める必要がある。

(環境学習の推進)

- 自然との共生に対する意識の高揚を図るため、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努める必要がある。

1-5 台風による停電でエアコン等の暑さ対策、生命維持のための医療機器等の使用不能で多数の死傷者の発生

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(要支援者の安全確保)

- 宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者が迅速に避難できるように、災害時避難行動要支援者対策を推進する必要がある。
- 高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図る必要がある。
- 避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定する必要がある。
- 高齢者・障害者・乳幼児等の災害弱者に対しては、防災知識の普及及び災害時の情報提供並びに避難誘導などの対策において様々な配慮が必要である。そのため平常時から地域において災害弱者の支援

体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等についても推進していく必要がある。

- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。

(社会福祉施設等での安全確保)

- 社会福祉施設等（幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む）においては、高齢者・障害者・乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。

(在宅介護での安全確保)

- 在宅で介護を必要とする住民等（独居老人を含む）についても、生活環境の面から防災上の配慮が必要となるため、これらの住民に対する防災対策を講じる必要がある。

(避難所の整備)

- 大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーシステムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進する必要がある。

(避難行動要支援者への避難支援)

- 避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う必要がある。

(災害時要援護者の避難生活支援)

- 本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する必要がある。

- 避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う必要がある。

- 県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(要支援者の安全確保)

- 宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者が迅速に避難できるよう、災害時避難行動要支援者対策を推進する必要がある。

- 高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図る必要がある。

- 避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定する必要がある。

- 高齢者・障害者・乳幼児等の災害弱者に対しては、防災知識の普及及び災害時の情報提供並びに避難誘導などの対策において様々な配慮が必要である。そのため平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等についても推進していく必要がある。

- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要

援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。

(社会福祉施設等での安全確保)

- 社会福祉施設等（幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む）においては、高齢者・障害者・乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。

(在宅介護での安全確保)

- 在宅で介護を必要とする住民等（独居老人を含む）についても、生活環境の面から防災上の配慮が必要となるため、これらの住民に対する防災対策を講じる必要がある。

(避難誘導體制の確立)

- 避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある。また老人・子供・身体障害者など災害弱者の安全を優先して行なう必要がある。そのため平常時から災害弱者の情報や避難経路の安全性の把握を行なう必要がある。また地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておく必要がある。

(防災業務設備の整備)

- 災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備の整備を図るとともに、平素より定期的な点検や性能調査を実施する必要がある。

(避難行動要支援者への避難支援)

- 避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う必要がある。

(災害時要援護者の避難生活支援)

- 本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する必要がある。
- 避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う必要がある。
- 県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う必要がある。

(教育の情報化)

- 情報教育の推進を図るため、IT指導員の配置や教職員のICT機器活用及び指導力の向上、宜野座村ITオペレーションパークの協力による講話等に取り組む必要がある。

(多言語化対応)

- 多言語化対応等の観光案内サインの整備を推進する必要がある。

(防災通信の強化)

- アナログ防災無線の更新を契機としたIP告知放送もしくはデジタル波に移行し、災害時に迅速に情報発信できる環境整備を図る必要がある。

1—7 周辺地域におけるヘリ・航空機等の災害による多数の死傷者の発生

(森林域の利用)

- 村土の過半を占める森林域は、宜野座村の自然・生活環境の基盤であり、今後とも地域の資源、財産

として永続的に保全するとともに、一部では、その豊かな自然環境を活かした地域の振興が図れるよう、自然環境と調和のとれた土地利用を検討する必要がある。

(米軍関連の安全・安心の確保)

- 米軍関連の事件や事故の危険性や騒音が軽減され、平穏な村民生活を送ることができるよう、国や県との連携により米軍への働きかけを強化していくとともに、基地の早期返還をめざす必要がある。
- 本村上空の飛行による騒音については、環境基準との適合状況等の把握に努めるとともに、騒音被害の低減等を関係機関に要請する必要がある。
- 既存米軍基地においては、引き続き、漢那ダム湖面の利活用を検討するとともに、基地の部分的返還を促進する必要がある。
- 「宜野座村軍用地跡地利用基本計画」に位置づけられた各種事業については、現在の社会経済情勢等を踏まえて調査・再検討を行う必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(ブロック塀の対策)

- 本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止する必要がある。
- ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する必要がある。
- 特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う必要がある。

(上下水道の災害予防)

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。
- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。
- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。

- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。
- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく必要がある。
- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。（災害時の交通確保）
- 大規模災害発生時には、災害対策要員や負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要である。
- 緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する必要がある。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る必要がある。（道路啓開体制の確保）
- 災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を国、県等の関係機関及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する必要がある。（ヘリポート等の確保）
- 孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める必要がある。（原野の有効活用）
- 原野は、村土の有効利用を図るため、環境保全に配慮しつつ、農用地、住宅地、事務所、店舗等の宅地、公共施設用地等への転換を促進する必要がある。ただし、環境保全上重要な機能を有するもの、または貴重な文化資源を包蔵するもの等については、その保全を図る必要がある。（防災関係機関の連携の強化）
- 警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深める必要がある。
- 沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図る必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（道路の整備）

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心で快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。
- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。

- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称) 宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称) 城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道 329 号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称) 宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。
- 農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。
- LED 化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。
(避難所の開設・運営の取り決め)
- 避難所の開設は迅速かつ円滑に行う必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておく必要がある。
- 避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める必要がある。
(村による物資の備蓄)
- 災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資を備蓄する必要がある。
(小さな拠点の整備)
- 本村には、生活関連サービス施設は限られていることから、村民サービスや観光客の利用施設等の複合的な機能をもった小さな拠点づくりが必要である。
(森林の有効利用)
- 森林区域のうち、北側分水嶺から南側の村土の約 3 分の 1 の区域を「森林保全区域」として永久に保全し、火災等により消失した森林については復元を原則とする必要がある。
- 森林のうち、自然とのふれあいや癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る必要がある。また、集落周辺の森林については、利用状況及び森林としての諸機能の発揮に応じて、自然環境の保全に配慮しつつ、その有効利用を図る必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害に強いひとづくり)

- 防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策をとる必要がある。
(林野火災の予防)
- 本村の総面積の約半分が森林地域となっており、その大部分が米軍基地施設に占められているが、林野火災による災害の拡大防止及び火災の発生を未然に防止するための対策を講ずる必要がある。
- 本村は、国や県及び関係機関とともに、村及び周辺地域の消防地域を管轄する金武地区消防組合等の施設や林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整

備の促進を図る必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

(上下水道の災害予防)

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。
- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。
- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。
- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。
- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく必要がある。

- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。

(外国人、観光客の安全確保)

- 村及び防災関係機関並びに観光施設等の管理者は、観光客や外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する必要がある。

(外国人支援の実施)

- 本村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う必要がある。

(観光客等への支援)

- 本村は観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する必要がある。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する必要がある。
- 本村から県有施設の一時使用の要請があった場合、県は支障のない範囲において提供する必要がある。また、国、関係団体等に施設の利用を要請する必要がある。
- 本村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負

傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する必要がある。

- 本村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する必要がある。
- 本村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する必要がある。
- 県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する必要がある。

(民間開発)

- 開発許可制度等により適切な開発指導を図り、環境保全と調和に十分に配慮した工法の導入等、環境と調和する土地開発に努める必要がある。
- 海洋型健康増進施設や海岸隣接集落との調和を図りつつ、海浜を活用した交流・レクリエーション空間や保安林の拡充を推進する必要がある。
- 海岸域を中心にレクリエーション区域として位置づけられた区域については、これまで宜野座村ITオペレーションパークや宜野座カントリークラブ等が立地しており、現在も、民間企業によるリゾート開発計画等の動きがみられる。今後とも、魅力あふれる区域の形成に向けて、社会経済動向を踏まえ、長期的な展望に立った取り組みを行う必要がある。

(水面の活用)

- カタバル干潟地域を海岸活用区域とし、関係部局・機関の連携のもと、その自然環境を保全しつつ、エコツーリズム等、自然環境を活かした展開について検討する必要がある。
- 水面は、農業用水及び防災面でも重要な機能を有していることから、今後とも保全するとともに、水面を活かした多面的なレクリエーション機能の強化とアクセス利便性の向上を図る必要がある。水路は、特に農地の赤土流出対策を強化するとともに、その他、生活・産業排水等についても適切な処理を促進する必要がある。さらに、水面・河川・水路に係る施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る必要がある。

(レクリエーション用地の確保)

- 漢那福地川及び宜野座福地川周辺の豊かな自然を活かした観光情報拠点施設及び親水公園等を整備する必要がある。
- レクリエーション用地は、湖面及び河川河畔、その周辺の森林域で、これらの自然資源を活かすことを基本としたレクリエーション空間の形成を図る必要がある。
- 沿岸域は、本県の広域的な観光・レクリエーション動向を鑑みつつ、本村の海浜景観を活かしたレクリエーション施設の立地を誘導する必要がある。その立地に際しては陸域への生産・生活環境に影響を与えないよう、保安林を保全・造林するとともに、海岸地形の改変がないようその利用を促す必要がある。なお、海岸域は、本村の水産業を振興する上でも貴重な空間であるため、海域利用の共存に努める必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、停電・断水や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(道路の整備)

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワ

ークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心して快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。

- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。
- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称) 宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称) 城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道 329 号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称) 宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。
- 農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。
- LED 化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

(ブロック塀の対策)

- 本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止する必要がある。
- ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する必要がある。
- 特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う必要がある。

(上下水道の災害予防)

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。
- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。
- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。

- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。
- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく必要がある。
- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。
（要支援者の安全確保）
- 宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者が迅速に避難できるように、災害時避難行動要支援者対策を推進する必要がある。
- 高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図る必要がある。
- 避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定する必要がある。
- 高齢者・障害者・乳幼児等の災害弱者に対しては、防災知識の普及及び災害時の情報提供並びに避難誘導などの対策において様々な配慮が必要である。そのため平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等についても推進していく必要がある。
- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。
（社会福祉施設等での安全確保）
- 社会福祉施設等（幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む）においては、高齢者・障害者・乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。
（在宅介護での安全確保）
- 在宅で介護を必要とする住民等（独居老人を含む）についても、生活環境の面から防災上の配慮が必要となるため、これらの住民に対する防災対策を講じる必要がある。
（避難所の整備）
- 大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーシステムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進する必要がある。
（災害時の交通確保）
- 大規模災害発生時には、災害対策要員や負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要である。
- 緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する必要がある。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る必要がある。

(道路啓開体制の確保)

- 災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を国、県等の関係機関及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する必要がある。

(ヘリポート等の確保)

- 孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める必要がある。

(避難行動要支援者への避難支援)

- 避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う必要がある。

(災害時要援護者の避難生活支援)

- 本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する必要がある。
- 避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う必要がある。
- 県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う必要がある。

(医療体制の強化)

- 医療機関や関係機関と連携し、救急医療体制の強化を図る必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(上下水道の災害予防)

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。
- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。
- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。
- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。

- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく必要がある。
- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。（要支援者の安全確保）
- 宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者が迅速に避難できるよう、災害時避難行動要支援者対策を推進する必要がある。
- 高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図る必要がある。
- 避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定する必要がある。
- 高齢者・障害者・乳幼児等の災害弱者に対しては、防災知識の普及及び災害時の情報提供並びに避難誘導などの対策において様々な配慮が必要である。そのため平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等についても推進していく必要がある。
- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。（社会福祉施設等での安全確保）
- 社会福祉施設等（幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む）においては、高齢者・障害者・乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。（在宅介護での安全確保）
- 在宅で介護を必要とする住民等（独居老人を含む）についても、生活環境の面から防災上の配慮が必要となるため、これらの住民に対する防災対策を講じる必要がある。（村による物資の備蓄）
- 災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資を備蓄する必要がある。（避難行動要支援者への避難支援）
- 避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う必要がある。（災害時要援護者の避難生活支援）
- 本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する必要がある。
- 避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う必要がある。
- 県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う必要がある。

(感染症の予防)

○感染症を予防するため、予防接種の受診勧奨を行い、多様な方法により接種率の向上を図る必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(既存の公共施設の有効活用)

●数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途(機能)転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(上下水道の災害予防)

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。
- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。
- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。
- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。
- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き(日本下水道協会)に基づく必要がある。
- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。

(防災意識の啓発)

●災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識

行動が必要である。

- また災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、普段における必要な訓練も重要である。このため村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する必要がある。

(村民に対する防災教育)

- パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努める必要がある。
- 村民に対して「自らの生命は自ら守る」ということ基本に、地域別説明会や映画会並びに学校教育等を通じて地域防災計画の内容や過去の災害の紹介、並びに災害の予防及び災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識の高揚を図る必要がある。

(防災訓練の実施)

- 自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努める必要がある。
- 防災知識の普及は防災訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体や民間協力団体及び学校並びに地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練の計画的な実働訓練を実施する必要がある。
- 地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図る必要がある。
- AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図る必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣保組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。
- そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する必要がある。

(要支援者の安全確保)

- 宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者が迅速に避難できるよう、災害時避難行動要支援者対策を推進する必要がある。
- 高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図る必要がある。
- 避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定する必要がある。
- 高齢者・障害者・乳幼児等の災害弱者に対しては、防災知識の普及及び災害時の情報提供並びに避難誘導などの対策において様々な配慮が必要である。そのため平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等についても推進していく必要がある。
- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。

(社会福祉施設等での安全確保)

- 社会福祉施設等（幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む）においては、高齢者・障害者・乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。

(在宅介護での安全確保)

- 在宅で介護を必要とする住民等（独居老人を含む）についても、生活環境の面から防災上の配慮が必要となるため、これらの住民に対する防災対策を講じる必要がある。

(避難所の開設・運営の取り決め)

- 避難所の開設は迅速かつ円滑に行う必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておく必要がある。
- 避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める必要がある。

(村による物資の備蓄)

- 災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資を備蓄する必要がある。

(避難行動要支援者への避難支援)

- 避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う必要がある。

(災害時要援護者の避難生活支援)

- 本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する必要がある。
- 避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う必要がある。
- 県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う必要がある。

(応急仮設住宅の確保)

- 本村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する必要がある。また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する必要がある。
- 災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理、その他を実施する必要がある。

(福祉サービスの確保)

- 本村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する必要がある。

(被災後の相談体制の確保)

- 災害通過後の被災地では倒壊家屋の解体や撤去、破損道路等の復旧工事などが行われる一方、被災者にとっては住宅の確保や日常生活及び正業の再建など短期や中長期にわたる復興策が求められ、多くの不安要因を抱えている。こうした被災者が抱える多様な相談や問い合わせに対して、適切に対応できるような体制作りを行う必要がある。

(教育施設の整備)

○今後の生徒数の把握を行い、増築や仮校舎の設置等の検討し、各学校の教室の確保に努める必要がある。

(公共施設の地球温暖化対策)

●今後の老朽化に向けて法定点検の結果や耐用年数等から事前に大規模改修時期を把握し、地球温暖化対策も考慮した修繕を行う必要がある。地球温暖化対策例・照明施設の LED 化・自家発電設備の導入・蓄電池設備の導入・空調監視システムの導入による省エネ化が必要である。

(村民の健康づくり)

●生活習慣病による死亡率が高いことから、日頃の健康づくりが重要となります。また、高齢化社会に対応していくためにも、地域全体で支え合う取り組みがより必要である。

(住環境の整備)

●新たな「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年）に伴い、「宜野座村住生活基本計画」を策定する必要がある。

●住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、安全性の向上とゆとりのある快適な環境の確保に努める必要がある。

(地域福祉の推進)

●互いにふれ合い、支え合う関係が地域に根づくよう、村民の福祉の心や地域活動を育むとともに、地域活動団体や事業所等、多様な担い手の参画による支え合いネットワークづくりを進める必要がある。

●支援が必要になったときに必要なサービスが受けられるよう相談支援の充実に取り組み、すべての村民にとって安全で利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要がある。

●地域の見守りや生活支援等が必要なケースについて話し合う、地域支え合い検討会（仮称）等を開催する必要がある。

●保健・医療・福祉等の連携体制の構築を図り、多様化する生活課題に対応する必要がある。

●地域、学校、保育所、職場、保健・医療関係団体等、健康づくりに関連のある団体・機関の連携を強化し、地域主体の健康づくり活動を支援する必要がある。

●介護予防や多様な生活支援のニーズに対応するため、地域の虚弱高齢者等の把握に努める必要がある。

●要介護状態になることを防ぐ「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図り、介護予防の取り組みに加え、地域における既存の見守り支え合い活動を含め、住民が主体となった高齢者の居場所づくりなどに取り組むことができるよう支援する必要がある。

●介護が必要になった場合でもできるだけ要介護状態の改善を図り、在宅での生活がより快適となるよう介護サービスの確保に努める必要がある。

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(災害に強いひとづくり)

●防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策をとる必要がある。

3-2 村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(災害に強いひとづくり)

- 防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策をとる必要がある。

(建物の耐震化)

- 村民の生命と財産を地震被害から未然に防ぐため、一般住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進及び耐震診断や耐震改修を促進するとともに、省エネルギーによる環境に配慮した住宅整備を促進する必要がある。
- 風水害、大火災等による建造物の災害の防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る必要がある。
- 本村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る必要がある。また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する必要がある。

(公共施設の保全)

- 「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進める必要がある。
- 公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める必要がある。特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う必要がある。
- 公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する必要がある。
- 「宜野座村住基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る必要がある。

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(公共施設の安全確保)

- 昭和56年度以前の旧耐震基準の下で整備された主な施設については耐震化診断を行い、診断結果に基づいて耐震改修工事を含めた更新を計画的に実施する必要がある。
- 施設の安全性について、高い危険性が認められた公共施設は利用禁止等の処置を行い、利用者の安全確保を図る必要がある。
- 用途廃止され、利用される見込みのない施設については、速やかに除却・売却等の検討を行う必要がある。

ある。

(職員に対する防災教育)

○防災事務及び業務に従事する職員に対して防災上必要な知識や技能の向上を図るため、地域防災計画の内容や運用をはじめ関係法令及び実務に関する講習会並びに研究会等を実施する必要がある。

(防災業務設備の整備)

●災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備の整備を図るとともに、平素より定期的な点検や性能調査を実施する必要がある。

(公共施設の地球温暖化対策)

●今後の老朽化に向けて法定点検の結果や耐用年数等から事前に大規模改修時期を把握し、地球温暖化対策も考慮した修繕を行う必要がある。地球温暖化対策例・照明施設の LED 化・自家発電設備の導入・蓄電池設備の導入・空調監視システムの導入による省エネ化が必要である。

(行政のデジタル化)

○村内の情報通信基盤の確立に努めつつ、村役場職員をはじめ村民における ICT の知識・技術の向上を図り、医療、福祉、防災、地域活性化等の各分野での ICT の利活用を推進する必要がある。さらに、行政サービスの向上・高度化や行政業務システムの効率化、情報セキュリティ対策を向上するため、さらなる電子自治体を推進する必要がある。

○防災・防犯、観光・農水産業の振興、健康福祉等、幅広い分野における ICT の利活用を関係機関や民間企業等と連携して推進する必要がある。

○村民の情報通信技術や情報セキュリティの向上、インターネットの普及を図るため、関係機関や民間企業等と連携した高齢者でもわかりやすい IT 講座の開催をはじめ、ICT を利用した生涯学習を推進する必要がある。

○ICT を活用したむらづくりや行政サービス等の向上を図るため、「(仮称) 宜野座村地域情報化計画」を策定し、計画で位置づけた施策を推進する必要がある。

○インターネットの媒体を利用した村公式ホームページや SNS、公衆無線 LAN (Wi-Fi※1) 等を効率的に活用し、村政情報の内容充実をはじめ、わかりやすく見やすい情報を公開・発信する必要がある。

○電子媒体を使った電子申請・電子調達システムの拡充、施設予約システム等、利便性の高い行政サービスの提供及び行政手続きの電子化を推進する必要がある。

○庁内の情報システムについては、国が進めている自治体クラウドサービス※2、マイナンバー制度の導入や技術革新等を踏まえつつ、庁内情報システムの再構築を図り、行政事務の簡素化・効率化・合理化に努める必要がある。

○情報化社会に対応していくため、村役場職員の情報関連知識の向上を含めた総合的な情報セキュリティ対策の強化を進める必要がある。

○各種情報システムの導入による公共施設間のネットワーク化に努めるとともに、各種申請や公共施設の利用に関する手続きのオンライン化等による ICT を活用した村民サービスの向上や行政事務の効率化を進める必要がある。

(防災関係機関の連携の強化)

●警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深める必要がある。

●沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉

妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図る必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(避難所の整備)

- 大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーシステムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進する必要がある。

(情報通信技術を活用した観光対応)

- Wi-Fi等の情報通信技術を活用した観光案内を検討する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(防災通信の強化)

- アナログ防災無線の更新を契機としたIP告知放送もしくはデジタル波に移行し、災害時に迅速に情報発信できる環境整備を図る必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断、沖縄自動車道・国道329号等の基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下

(道路の整備)

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心で快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。
- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。
- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称)宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称)城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道329号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称)宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。
- 農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。
- LED化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

(道路・橋梁の保全)

- 年次計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路基盤の老朽化対策を推進する必要がある。

- 年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、関係機関や地域と連携した村道の維持修繕を推進する必要がある。
- 道路管理者は、所管の道路や橋りょう等を常時補修する必要がある。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う必要がある。
- 村道については、月に一度や、台風等の災害時後に職員による見回りの点検を実施し、修繕箇所等の確認を行う必要がある。
- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。
- 現在の農道の修繕対応としては、住民から陥没等の報告があった場合や、見回り点検の際に確認した箇所を修繕していく必要がある。
- 農道の舗装率は約75%となっていますが、舗装率を100%にするのではなく、隣接する農地の状況に合わせて舗装を実施する必要がある。
- 今後も橋梁長寿命化計画を基に予防保全型の修繕を実行し、コストの削減や安全性の確保に努める必要がある。

(ブロック塀の対策)

- 本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止する必要がある。
- ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する必要がある。
- 特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う必要がある。

(災害時の交通確保)

- 大規模災害発生時には、災害対策要員や負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要である。
- 緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する必要がある。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る必要がある。

(道路啓開体制の確保)

- 災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を国、県等の関係機関及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する必要がある。

(ヘリポート等の確保)

- 孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める必要がある。

(地域に根ざした産業の維持)

- 基盤となるもの、雇用を生むもの、地域に根差した産業振興が必要である。

(雇用の創出)

- 人口維持・増加にむけて、とりわけ子育て世代を中心とした生産年齢人口の流入、定住促進を図る必要がある、そのためには魅力ある働く場所の確保が必要である。

進学や就職等で一時的に本村を離れた若年層が、一人でも多く戻ってきて安心して働けるよう、また新たな移住者が本村を移住先として選んでもらえるよう、基幹産業である農水産業（第一次産業）の振興はもとより、地域に根ざす事業所（第二次、第三次）の振興を図るとともに、地域資源を活かした新商品開発、販路拡大等による新たな事業化（6次産業化の支援）、起業しやすい環境づくりなどにより、魅力ある雇用の場の確保・創出を図る必要がある。

(中心地区の土地利用)

- 中心地区の魅力向上及び村民生活や来訪者のさらなる利便性の向上にむけて、宜野座村中心地区基本計画のゾーン別整備方針等を踏まえ、各施設機能やシンボルロード等の道路網、防災関連機能等の配置を検討し、安全で魅力的な本村の顔となる中心地区を創出する必要がある。

(国道 329 号沿道の土地利用)

- 商業・業務地としての国道 329 号沿道の基盤形成と高度利用を促進する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(避難所の整備)

- 大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーシステムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進する必要がある。

5-3 宜野座村 IT オペレーションパークの被災による地域経済活動及びわが国全体での情報通信機能の低下

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(情報通信産業の維持)

- 情報通信（IT）産業は、稼ぐ力となる可能性があることから、入居企業の誘致や労働生産性の向上等に取り組む必要がある。

(民間開発)

- 開発許可制度等により適切な開発指導を図り、環境保全と調和に十分に配慮した工法の導入等、環境と調和する土地開発に努める必要がある。
- 海洋型健康増進施設や海岸隣接集落との調和を図りつつ、海浜を活用した交流・レクリエーション空間や保安林の拡充を推進する必要がある。

- 海岸域を中心にレクリエーション区域として位置づけられた区域については、これまで宜野座村 IT オペレーションパークや宜野座カントリークラブ等が立地しており、現在も、民間企業によるリゾート開発計画等の動きがみられる。今後とも、魅力あふれる区域の形成に向けて、社会経済動向を踏まえ、長期的な展望に立った取り組みを行う必要がある。

(情報通信関連産業の立地を活かした産業振興)

- 宜野座村 IT オペレーションパークへの企業誘致や施設の機能強化等、情報通信関連産業の立地を活かした産業振興に努める必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(上下水道の災害予防)

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。
- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。
- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。
- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。
- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく必要がある。
- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。
(避難所の開設・運営の取り決め)
- 避難所の開設は迅速かつ円滑に行う必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておく必要がある。
- 避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める必要がある。

(災害時の交通確保)

- 大規模災害発生時には、災害対策要員や負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要である。
- 緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する必要がある。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る必要がある。

(道路啓開体制の確保)

- 災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を国、県等の関係機関及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する必要がある。

(ヘリポート等の確保)

- 孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める必要がある。

(地域に根ざした産業の維持)

- 基盤となるもの、雇用を生むもの、地域に根差した産業振興が必要である。

(雇用の創出)

- 人口維持・増加にむけて、とりわけ子育て世代を中心とした生産年齢人口の流入、定住促進を図る必要がある。そのためには魅力ある働く場所の確保が必要である。
進学や就職等で一時的に本村を離れた若年層が、一人でも多く戻ってきて安心して働けるよう、また新たな移住者が本村を移住先として選んでもらえるよう、基幹産業である農水産業（第一次産業）の振興はもとより、地域に根ざす事業所（第二次、第三次）の振興を図るとともに、地域資源を活かした新商品開発、販路拡大等による新たな事業化（6次産業化の支援）、起業しやすい環境づくりなどにより、魅力ある雇用の場の確保・創出を図る必要がある。

(移住・定住の促進)

- 本村の資源を最大限に活かし、人々の交流の中でさらに資源に磨きをかけ、その魅力を村外に発信することで、本村により多くの観光客等が訪れる人の流れをつくとともに、それをきっかけに移住・定住につなげていくことが必要である。宜野座村に行きたい、住みたい、住み続けたいと思えるよう、移住希望者と地域住民の情報を繋ぎ、住宅情報を発信するとともに、村出身者をはじめ、地域の担い手となる若年層の確保やむらづくりに力を発揮できるに高齢者層など、各層にむけて移住・定住を促進する必要がある。
- 移住等を計画する希望者への住宅関連情報の提供に努める必要がある。

(原野の有効活用)

- 原野は、村土の有効利用を図るため、環境保全に配慮しつつ、農用地、住宅地、事務所、店舗等の宅地、公共施設用地等への転換を促進する必要がある。ただし、環境保全上重要な機能を有するもの、または貴重な文化資源を包蔵するもの等については、その保全を図る必要がある。

(農業振興地域の見直し)

- 国が示す「食料・農業・農村基本計画」や「攻めの農林水産業」、「農林漁業の6次産業化の推進」等を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「人・農地プラン」、「農村振興基本計画」、「農村振興地域整備計画」の作成及び更新を行うとともに、宜野座村国土利用計画と連携を図り、

農業振興地域の見直し等に取り組む必要がある。

(農産物の安定供給)

- 「有機の里宜野座村」の定着を図るため、エコファーマーの育成・認定者の増加に取り組むとともに、農家との連携による堆肥利用や農業アドバイザーによる減農薬・有機栽培等の環境保全型農業を促進し、安心・安全な農産物の生産・販売の普及を図る必要がある。
- 消費者や市場から信頼される安心・安全の産地ブランド形成にむけて、拠点産地に認定されたマンゴー等の栽培技術の向上や、防風・防潮施設の充実等による高品質で安定的な農産物の生産に取り組むとともに、新たな熱帯果樹の果樹生産を振興する必要がある。
- ベビーリーフやイチゴ等を本村の特産品とし、農業施設等生産条件の整備や生産農家への技術指導や販路拡大等の支援に努める必要がある。
- 健康食材のイメージや地元食材としての観光資源及び伝統的な地域の食文化の継承等との関連づけを強化し、栽培技術の向上等による伝統的農作物（島野菜・果実等）の生産を振興する必要がある。
- 地域全体で支える農業の仕組みづくりとして、道の駅「ぎのぎ」での地元農作物や特産品の販売促進をはじめ、学校給食や観光関連施設等との協力・連携等による地産地消及び地元食材の供給拡大を推進する必要がある。

(農業技術の向上)

- 農畜産物の品質や生産性の向上及び販売・流通の拡充に資する IT 技術や先進技術の導入を検討する必要がある。
- 農家・関連組織・行政等の連携を充実するとともに、農業従事者の技術向上のための講習会の開催等、農業技術の継承と発展に努める必要がある。

(農業の担い手の育成)

- 農業の担い手の育成・確保を図るため、宜野座村農業後継者等育成センターにおける農業研修等のさらなる充実や、センター内の加工施設を活用した6次産業化にむけた取り組みを進め、新規就農者への就農技術の修得や農家直接販売等、担い手農家の安定収入の確保に取り組む必要がある。

(水産物の安定供給)

- 養殖漁業を推進するため、モズク養殖の充実と安定生産の確立や、海ぶどう養殖技術を活かした生産拡大のための施設整備に取り組む必要がある。
- 漁場の枯渇を防ぐため、魚種や貝類等の放流事業の強化を図るとともに、宜野座村漁業協同組合等との連携による低・未利用資源（ホンダワラ等）の活用を促す商品開発や研究を支援する必要がある。
- 機能保全計画書に基づき、漁港や漁場の各施設機能の日常的な保守点検や維持保全、改修等の老朽化対策をはじめ、防災対策等も含めた安全・安心に操業できる施設の整備を図る必要がある。
- 高値で取引される活魚等、漁業者による創意工夫を活かした新たな漁具・漁法等の導入を促進するとともに、新規漁業への着業を促進する必要がある。
- 操業時間・燃油コストの削減を図るため、表中層浮魚礁等の漁礁の設置、漁場の合理的な利用、オゴノリ・スウナ等の藻類やシャコガイ等の貝類等の新たな養殖場の開発を促進し、資源管理型漁業を推進する必要がある。
- 宜野座村漁業協同組合や宜野座村商工会等と連携して、水産資源を活用した商品開発、漁村漁民活性化施設や道の駅「ぎのぎ」等を利用した販路拡大の促進を図る必要がある。
- 漁業経営の規模拡大、漁船の近代化を促進するとともに、燃料費補助等の操業の支援、利子補給等の支援制度を充実し、漁業経営の安定化に努める必要がある。

(漁村漁民との交流)

- 宜野座村漁業組合(観光部)と宜野座村観光協会が連携し、海に関する体験型観光プログラムや情報発信等の充実を促進するとともに、漁村漁民活性化施設を拠点とした地元の児童生徒や観光客等の受け入れ体制の強化を促進する必要がある。
- 宜野座村漁業協同組合の組織強化、漁業情報交換、漁民間の交流等を促進するとともに、健全な経営に向けた支援を行う必要がある。

(漁業の担い手の育成)

- 宜野座村漁業協同組合と連携し、若者の漁業体験受け入れ等の充実や漁業就業の魅力をアピールするイベント等を開催する等、後継者の育成・確保を促進する必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(避難所の整備)

- 大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーシステムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進する必要がある。

(公共施設の地球温暖化対策)

- 今後の老朽化に向けて法定点検の結果や耐用年数等から事前に大規模改修時期を把握し、地球温暖化対策も考慮した修繕を行う必要がある。地球温暖化対策例・照明施設のLED化・自家発電設備の導入・蓄電池設備の導入・空調監視システムの導入による省エネ化が必要である。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途(機能)転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(上下水道の災害予防)

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。
- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施

設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。

- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。
- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。
- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく必要がある。
- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（既存の公共施設の有効活用）

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

（上下水道の災害予防）

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。
- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等には、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。
- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。

- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。
- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。
- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく必要がある。
- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。

6-4 村内外を結ぶバス交通ネットワークが分断する事態

（道路の整備）

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心で快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。
- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。
- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称) 宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称) 城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実に努める必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道 329 号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称) 宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。
- 農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。
- LED 化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

（ブロック塀の対策）

- 本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止する必要がある。
- ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する必要がある。
- 特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う必要がある。

（身近な生活環境の整備）

- 人口規模の小さな本村においては、日常的な買い物・ショッピング等の商業施設や北部病院以外の病

院・医療施設はほとんどなく、移動は車社会であること等から、生活関連サービス施設の利便性の向上や施設の充実（施設誘致や既存施設の充実）が求められ、村内や周辺市町村の広域におけるバス等の交通利便性の改善も必要である。

（新たな公共交通システムの導入）

- 沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を促進する必要がある。
- 村内の交通弱者の利便性向上に資する村内巡回交通手段・システムの検討をはじめ、隣接市町または北部広域、民間企業等と連携して新たな交通手段を検討する必要がある。

7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（災害に強い集落構造）

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

（建物の耐震化）

- 村民の生命と財産を地震被害から未然に防ぐため、一般住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進及び耐震診断や耐震改修を促進するとともに、省エネルギーによる環境に配慮した住宅整備を促進する必要がある。
- 風水害、大火災等による建造物の災害の防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る必要がある。
- 本村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る必要がある。また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する必要がある。

（建物の耐風・耐火化）

- 建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する必要がある。

（公共施設の保全）

- 「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進める必要がある。
- 公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める必要がある。特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う必要がある。
- 公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する必要がある。
- 「宜野座村住基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る必要がある。
(ブロック塀の対策)
- 本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止する必要がある。
- ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する必要がある。
- 特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う必要がある。
(防火意識の高揚)
- 防火対象物を把握し、消防設備などの設置や維持、防火基準適合表示制度の普及に努めるとともに、予防査察や火災予防運動など防火意識の高揚を図る必要がある。
(消防力の整備促進)
- 消防車両や水利設備等の整備促進を図る必要がある。
- 村民の生命と財産を守るため、消防・救急設備等の更新を適宜行い、地域の防火水槽や消火栓の設置等に取り組む必要がある。
(危険物の災害予防)
- ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止する必要がある。
(集落の整備)
- 宜野座村の集落は、国道 329 号周辺に 6 集落が房状に立地しており、中でも宜野座区は、村役場をはじめとする公用・公共用施設用地が集積する本村の中心地区となっている。今後は、新たな住宅地ニーズに応じて計画的に住宅地を確保する必要がある。また、畜舎や墓地及び各種開発について、適正な規制・誘導を進め、快適な生活環境を確保していく必要がある。
(住宅地の整備)
- 住宅地は、まとまった新規住宅地を主要な幹線道路沿道に、既存の自然環境及び景観等へ配慮しつつ形成する必要がある。既存集落内では、集落内の未利用地等の有効利用を促進し、集落域の拡大については、周辺の農地の状況に応じ、適切な範囲で拡大を図る必要がある。なお、新規宅地の立地は各

字のコミュニティ及び生活基盤の設置等を鑑み、できる限り散在しないよう、まとまりのある住宅地の形成を促進する必要がある。また、集落内及び宅地内の緑化や、集落周辺の史跡・御嶽、湧泉等の保全・活用を促進する必要がある。

(公共用地の確保)

- 公用・公共用施設用地については、既存の公用・公共核（役場周辺）の拡充を図るため、国道 329 号 宜野座改良沿道に新たな公用・公共用施設を配置し、公的サービス機能の拡充を図る必要がある。なお、新規機能の導入ニーズに関しては、既存施設の活用も併せ総合的な観点から機能の導入・配置方を検討する必要がある。さらに、集落内においては住民が集える広場等の確保を図る必要がある。

(水面・河川・水路の有効利用)

- 河川・海浜の親水化整備やマングローブ等の既存植生の保全・活用等、地域と連携して宜野座福地川の整備計画を検討する必要がある。
- 漢那福地川や宜野座福地川等、各河川周辺一帯を河川保全活用区域とし、河川、河口及びその周辺一帯の開発抑制及び水質汚濁の防止に努めるとともに、自然環境の復元とあわせて、遊歩道の整備や緑化等により憩いの場を設ける等、人と自然がふれあえる空間づくりを進める必要がある。
- 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能の発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、周辺の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る必要がある。

(住環境の整備)

- 新たな「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年）に伴い、「宜野座村住生活基本計画」を策定する必要がある。
- 住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、安全性の向上とゆとりのある快適な環境の確保に努める必要がある。

(空き家対策の推進)

- 老朽化等により景観面や安全面に支障のある空き家住宅の解消及び活用に向けた実態調査や空き家対策に取り組む必要がある。

7-3 たため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。

- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(治山の促進)

- 本村の山地の多くを軍用地が占めているが、山林地域における侵食防止や水源かん養機能の強化などを促進し、山地に起因する災害の未然防止に努める必要がある。

(治水の促進)

- 本村には、県管理の二級河川として漢那福地川があり、残りの慶武原川や鍋川及び宜野座福地川の3水系は普通河川で、それらの河川には漢那ダムをはじめ5ヶ所のダムが設置されている。なお、本県の河川は一般的に流路延長が短いため、台風などの豪雨による被害が発生する恐れがある。

- 本村の漢那福地川は「危険と予想される区域」、宜野座福地川は「砂防指定地」に指定されていることから、常に河川状況を把握するとともに、護岸修繕や堆積土砂の除去、河川改修事業や砂防対策事業などを促進し、水害防止に努める必要がある。

(地すべり、崖崩れ対策)

- 村内の地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を調査把握し、その整備促進を図るとともに、大雨注意報の発令時または台風時には巡回して監視する必要がある。

(海岸保全の促進)

- 本村の鴻原海岸や宜野座海岸、宜野座漁港及び漢那漁港などは海岸保全区域に指定されている。海水による侵食または高潮及び波浪などから海岸を防御するため、離岸堤や海岸護岸の整備等、高潮対策及び侵食対策事業などの海岸保全事業を促進するとともに、防風林や防潮林の保全育成を図る必要がある。

(農地の防災対策)

- 農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や大雨、洪水または津波の浸水等による二次災害としてあらわれる。これらの対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める必要がある。

(森林域の利用)

- 村土の過半を占める森林域は、宜野座村の自然・生活環境の基盤であり、今後とも地域の資源、財産として永続的に保全するとともに、一部では、その豊かな自然環境を活かした地域の振興が図れるよう、自然環境と調和のとれた土地利用を検討する必要がある。

(土地利用に関する情報の整備)

- 村土の適正な利用を図るため、必要に応じて土地利用の現況や自然的、社会的、文化的条件などの村土に関する基礎的調査や村土利用に関する実態把握等を行うとともに、開発行為や土地利用転換等に関する情報の事前の収集整備に努め、適切な措置を講じる必要がある。また、それらの情報が有効かつ的確に利活用されるようシステム化を図ること等により、土地利用等の適切な運用に資するとともに、住民の村土に関する理解の促進を図るため、調査結果の普及、啓発に努める必要がある。

- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。

(治山の促進)

- 本村の山地の多くを軍用地が占めているが、山林地域における侵食防止や水源かん養機能の強化などを促進し、山地に起因する災害の未然防止に努める必要がある。

(治水の促進)

- 本村には、県管理の二級河川として漢那福地川があり、残りの慶武原川や鍋川及び宜野座福地川の3水系は普通河川で、それらの河川には漢那ダムをはじめ5ヶ所のダムが設置されている。なお、本県の河川は一般的に流路延長が短いため、台風などの豪雨による被害が発生する恐れがある。
- 本村の漢那福地川は「危険と予想される区域」、宜野座福地川は「砂防指定地」に指定されていることから、常に河川状況を把握するとともに、護岸修繕や堆積土砂の除去、河川改修事業や砂防対策事業などを促進し、水害防止に努める必要がある。

(地すべり、崖崩れ対策)

- 村内の地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を調査把握し、その整備促進を図るとともに、大雨注意報の発令時または台風時には巡回して監視する必要がある。

(農地の防災対策)

- 農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や大雨、洪水または津波の浸水等による二次災害としてあらわれる。これらの対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める必要がある。

(林野火災の予防)

- 本村の総面積の約半分が森林地域となっており、その大部分が米軍基地施設に占められているが、林野火災による災害の拡大防止及び火災の発生を未然に防止するための対策を講ずる必要がある。
- 本村は、国や県及び関係機関とともに、村及び周辺地域の消防地域を管轄する金武地区消防組合等の施設や林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図る必要がある。

(耕作放棄地等の活用)

- 移住・定住を促進するために、適切な土地利用（耕作放棄地等の農地活用等）が必要である。【宜野座村人口ビジョン

(農水産業の維持)

- 農水産業は稼ぐ力のある産業でもあることから、後継者の確保・育成など、将来的にも維持できる振興策が必要である。

(農用地の利用)

- 農用地は米軍施設・区域を除いた村域の約半分を占めており、これまで農業基盤整備事業、農業構造改善事業等を積極的に実施し、その整備率は県内でも高い実績を誇るが、基盤整備等で地形を改変したことにより、赤土流出の主な要因ともなっている。引き続き、赤土流出防止に努めつつ農業基盤整備を進め、優良農用地の確保を図る必要がある。

(水面の活用)

- カタバル干潟地域を海岸活用区域とし、関係部局・機関の連携のもと、その自然環境を保全しつつ、エコツーリズム等、自然環境を活かした展開について検討する必要がある。
- 水面は、農業用水及び防災面でも重要な機能を有していることから、今後とも保全するとともに、水

面を活かした多面的なレクリエーション機能の強化とアクセス利便性の向上を図る必要がある。水路は、特に農地の赤土流出対策を強化するとともに、その他、生活・産業排水等についても適切な処理を促進する必要がある。さらに、水面・河川・水路に係る施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る必要がある。

(産業用地の確保)

- 工場の新規立地ニーズに対しては、自然環境や生活環境に配慮した立地を促進するとともに、公害対策や緩衝緑地の確保等、適切な配置・誘導を促進する必要がある。

事務所、店舗等は、幹線道路沿道への集積を促進しつつ、かつ集落との調和に配慮した施設整備を促進する必要がある。

(水環境の確保)

- 農用地における耕土流出対策や森林の適切な維持管理、水辺地等の保全による河川及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環の確保を図る必要がある。また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める必要がある。

(良好な環境の確保)

- 自然環境の保全を優先にしつつ農業的土地利用を基本とする計画的な土地利用、定住促進と地域活力を生み出す土地利用を基本に、農業振興地域整備計画、道路整備計画、保安林等の指定地域を踏まえ、土地利用の指針を定める国土利用計画や農業振興地域等を定める農業振興地域整備計画等を定期的に見直し、土地利用指針の確立を進める必要がある。
- 集落周辺や海岸近くの森林の保全に努めるとともに、ダム湖面及び周辺の整備等、自然資源を活かした地域振興に資する土地利用を検討する必要がある。
- 良好な環境を確保するため、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うこと及び事業の実施段階において環境影響評価を実施することなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る必要がある。また、開発行為等について「沖縄県土保全条例」、「沖縄県赤土等流出防止条例」などの各種規制措置等により適切に対処する必要がある。
- 「宜野座村赤土等の流出汚染防止条例」や「宜野座村赤土等の流出汚染防止対策推進協議会」をはじめ、農用地の勾配修正、緑化拡充による赤土流出の防止に取り組む必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対

して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。

- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(治山の促進)

- 本村の山地の多くを軍用地が占めているが、山林地域における侵食防止や水源かん養機能の強化などを促進し、山地に起因する災害の未然防止に努める必要がある。

(治水の促進)

- 本村には、県管理の二級河川として漢那福地川があり、残りの慶武原川や鍋川及び宜野座福地川の3水系は普通河川で、それらの河川には漢那ダムをはじめ5ヶ所のダムが設置されている。なお、本県の河川は一般的に流路延長が短いため、台風などの豪雨による被害が発生する恐れがある。
- 本村の漢那福地川は「危険と予想される区域」、宜野座福地川は「砂防指定地」に指定されていることから、常に河川状況を把握するとともに、護岸修繕や堆積土砂の除去、河川改修事業や砂防対策事業などを促進し、水害防止に努める必要がある。

(地すべり、崖崩れ対策)

- 村内の地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を調査把握し、その整備促進を図るとともに、大雨注意報の発令時または台風時には巡回して監視する必要がある。

(農地の防災対策)

- 農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や大雨、洪水または津波の浸水等による二次災害としてあらわれる。これらの対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める必要がある。

(文化財の災害予防)

- 建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、災害予防の徹底を図る必要がある。

(外国人、観光客の安全確保)

- 村及び防災関係機関並びに観光施設等の管理者は、観光客や外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する必要がある。

(外国人支援の実施)

- 本村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う必要がある。

(観光客等への支援)

- 本村は観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する必要がある。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する必要がある。
- 本村から県有施設の一時使用の要請があった場合、県は支障のない範囲において提供する必要がある。また、国、関係団体等に施設の利用を要請する必要がある。
- 本村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する必要がある。
- 本村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する必要がある。

●本村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する必要がある。

●県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する必要がある。

(森林域の利用)

●村土の過半を占める森林域は、宜野座村の自然・生活環境の基盤であり、今後とも地域の資源、財産として永続的に保全するとともに、一部では、その豊かな自然環境を活かした地域の振興が図れるよう、自然環境と調和のとれた土地利用を検討する必要がある。

(農用地の利用)

●農用地は米軍施設・区域を除いた村域の約半分を占めており、これまで農業基盤整備事業、農業構造改善事業等を積極的に実施し、その整備率は県内でも高い実績を誇るが、基盤整備等で地形を改変したことにより、赤土流出の主な要因ともなっている。引き続き、赤土流出防止に努めつつ農業基盤整備を進め、優良農用地の確保を図る必要がある。

(農地の活用)

○段丘や低地に広がる農用地区域一帯を農業振興のために必要な農業区域とし、自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を進めつつ、優良農地を確保するとともに、農地の流動化・高度利用等により優良農地の効率的利用を促進する必要がある。

○農地は、生産基盤の整った優良農地を有効活用するため、委託経営や利用集積など農地の流動化を促進し、その保全・活用に努める必要がある。また、農地における安定生産はもとより、イノーにおける漁業生産の持続的発展及び河川、海浜域、イノーの自然環境を保全するため、防風林や耕土流出防止対策を強化し、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を促進する必要がある。さらに、安全な食料の供給及び本村の自然環境の保全につながる有機栽培を促進し、安全な村土の形成を図る必要がある。

(森林の活用)

○森林は、均衡のとれた村土の発展を図る上でも、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を保全森林として永続的に保存する必要がある。また、村内における自然生態系の保全、再生を図るため、河川・海岸域、集落域周辺における造林を推進し、生物生息空間をつなげ、広がりのある緑空間のネットワークに努める必要がある。

(農地の有効利用)

○農地については、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を促進し、休耕地の解消など、農地の有効利用を促進する必要がある。

(低未利用地の利用)

○低未利用地のうち、耕作放棄地については、村土の有効利用並びに村土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農地利用集積円滑化事業等による農用地の有効活用を積極的に促進するとともに、地域の状況に応じ、活性化のための施設用地、森林等への転換を図る必要がある。

(計画的な土地利用)

○土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う必要がある。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるとき

は、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる必要がある。さらに、低未利用地の有効利用を通じて、自然的土地利用からの転換を抑制することを基本とする必要がある。

(森林・原野等の適切な利用転換)

- 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養に留意しつつ、災害の発生、景観や自然環境の悪化等公益的機能低下の防止に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。また、原野等の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。

(農地の適切な利用転換)

- 農地の利用転換については、農産物の生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に十分留意するとともに、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が適正に確保できるよう十分配慮する必要がある。農地と宅地が混在する地域においては、土地利用の混在による弊害を防止するため、住民意向に配慮しつつ、まとまりのある土地利用を図る必要がある。

(農業振興地域の見直し)

- 国が示す「食料・農業・農村基本計画」や「攻めの農林水産業」、「農林漁業の6次産業化の推進」等を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「人・農地プラン」、「農村振興基本計画」、「農村振興地域整備計画」の作成及び更新を行うとともに、宜野座村国土利用計画と連携を図り、農業振興地域の見直し等に取り組む必要がある。

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(農産物の安定供給)

- 「有機の里宜野座村」の定着を図るため、エコファーマーの育成・認定者の増加に取り組むとともに、農家との連携による堆肥利用や農業アドバイザーによる減農薬・有機栽培等の環境保全型農業を促進し、安心・安全な農産物の生産・販売の普及を図る必要がある。
- 消費者や市場から信頼される安心・安全の産地ブランド形成にむけて、拠点産地に認定されたマンゴー等の栽培技術の向上や、防風・防潮施設の充実等による高品質で安定的な農産物の生産に取り組むとともに、新たな熱帯果樹の果樹生産を振興する必要がある。
- ベビーリーフやイチゴ等を本村の特産品とし、農業施設等生産条件の整備や生産農家への技術指導や販路拡大等の支援に努める必要がある。
- 健康食材のイメージや地元食材としての観光資源及び伝統的な地域の食文化の継承等との関連づけを強化し、栽培技術の向上等による伝統的農作物（島野菜・果実等）の生産を振興する必要がある。
- 地域全体で支える農業の仕組みづくりとして、道の駅「ぎのざ」での地元農作物や特産品の販売促進をはじめ、学校給食や観光関連施設等との協力・連携等による地産地消及び地元食材の供給拡大を推進する必要がある。

(漁村漁民との交流)

- 宜野座村漁業組合（観光部）と宜野座村観光協会が連携し、海に関する体験型観光プログラムや情報発信等の充実を促進するとともに、漁村漁民活性化施設を拠点とした地元の児童生徒や観光客等の受け入れ体制の強化を促進する必要がある。
- 宜野座村漁業協同組合の組織強化、漁業情報交換、漁民間の交流等を促進するとともに、健全な経営に向けた支援を行う必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(循環型社会の形成)

- 沖縄北部森林組合や地域・農家等と連携して、宜野座村堆肥センター及びオガコ製造施設を活用した耕畜連携農業や資源循環型農業を推進し、地域ぐるみによる循環型社会の形成を図る必要がある。
- 循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを進める必要がある。また、発生した廃棄物を適正に処理するための広域的・総合的なシステムを形成する必要がある。さらに、廃棄物の不法投棄等、不適正な処理防止に努める必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、県内での優先順位により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路の整備)

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心で快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。
- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。
- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称)宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称)城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道329号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称)宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。
- 農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。
- LED化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

(道路・橋梁の保全)

- 年次計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路基盤の老朽化対策を推進する必要がある。
- 年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、関係機関や地域と連携した村道の維持修繕を推進する必要がある。
- 道路管理者は、所管の道路や橋りょう等を常時補修する必要がある。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う必要がある。
- 村道については、月に一度や、台風等の災害時後に職員による見回りの点検を実施し、修繕箇所等の確認を行う必要がある。
- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。

- 現在の農道の修繕対応としては、住民から陥没等の報告があった場合や、見回り点検の際に確認した箇所を修繕していく必要がある。
- 農道の舗装率は約75%となっていますが、舗装率を100%にするのではなく、隣接する農地の状況に合わせて舗装を実施する必要がある。
- 今後も橋梁長寿命化計画を基に予防保全型の修繕を実行し、コストの削減や安全性の確保に努める必要がある。

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途(機能)転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(ブロック塀の対策)

- 本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止する必要がある。
- ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する必要がある。
- 特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う必要がある。

(災害ボランティアの活動環境の整備)

- 大規模災害時には、ボランティア活動のあり方によってその後の救援・復興を左右する重要な役割を担っている。
- 行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画等を支援・実施する必要がある。

(災害ボランティアの育成)

- ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、学校教育に積極的に取り入れていく必要がある。
- 本村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る必要がある。
- ボランティアが効果的な活動を実施するためには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。

(専門ボランティアの登録)

- 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者(以下「専門ボランティア」という。)を平時から登録し、把握に努める必要がある。
- また本村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技

術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める必要がある。

(道路啓開体制の確保)

- 災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を国、県等の関係機関及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する必要がある。

(ヘリポート等の確保)

- 孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める必要がある。

(地域の実情に応じたむらづくり)

- 地域主体によるむらづくり活動を支援するとともに、「宜野座村むらづくり村民会議」等の村民参画のシステムを構築する必要がある。また、各区との情報交流及び広報・広聴活動を充実するとともに、各種計画等の村民参画機会の充実を図る必要がある。

- 各区での行事等の地域コミュニティを活かした各種活動の支援に努める必要がある。

- 各区における地域課題を解決するよう、「仮称〇〇区むらづくり構想」等の策定を促進する必要がある。

- 村民や地域が主体となって企画・提案するよう、村民参画のシステム等を定める「むらづくり基本条例」(あるいは村民提案制度導入)の検討をはじめ、専門家の派遣、むらづくり活動資金の助成、各種情報の提供等、地域活動の支援・サポート体制等の構築を検討する必要がある。

- 地域(区)によっては、人口構造が大きく変わることも考えられることから、地域の担い手育成等、地域の実情に応じたむらづくりの取り組みが必要である。

- むらづくりアドバイザー等の専門的な知識や経験、技能等を有する人材を活用することにより、本村の魅力あるむらづくりに取り組む必要がある。

(プロモーション)

- 周辺市町村や沖縄本島の北部地域をはじめ、友好都市等との共同イベントの開催や交通・産業等の政策連携等、広域連携による新たな魅力の創出等が必要である。

(農業の担い手の育成)

- 農業の担い手の育成・確保を図るため、宜野座村農業後継者等育成センターにおける農業研修等のさらなる充実や、センター内の加工施設を活用した6次産業化にむけた取り組みを進め、新規就農者への就農技術の修得や農家直接販売等、担い手農家の安定収入の確保に取り組む必要がある。

(漁業の担い手の育成)

- 宜野座村漁業協同組合と連携し、若者の漁業体験受け入れ等の充実や漁業就業の魅力をアピールするイベント等を開催する等、後継者の育成・確保を促進する必要がある。

(企業の誘致)

- リゾートホテル等の観光関連施設やIT企業の誘致活動を積極的に推進する必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や

観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。

- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(農地の防災対策)

- 農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や大雨、洪水または津波の浸水等による二次災害としてあらわれる。これらの対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路の整備)

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心して快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。
- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。
- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称) 宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称) 城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道 329 号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称) 宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。
- 農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に充分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。
- LED 化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

(避難所の開設・運営の取り決め)

- 避難所の開設は迅速かつ円滑に行う必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておく必要がある。
- 避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の

協力が得られるように努める必要がある。

(地域防災の担い手の育成)

○住み慣れた地域で安心・安全で住み続けられるよう、地域防災の担い手育成等、村民主体のむらづくりが必要がある。

(多様な主体による村土管理)

○土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして村土の管理に参加することにより、村土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な村土の利用に資する効果が期待できる。このため、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により村土の適切な管理に参画していく取組を推進する必要がある。

(地域における子育ての支援)

○地域における子育て相談や家庭保育等の子どもや保護者の交流の場となる地域子育て支援センターの充実を図る必要がある。

○各種子育てサービスや育児サークル等の子育て関連情報を発信するとともに、民生委員児童委員等と連携した地域における子育て支援を行う必要がある。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(災害に強いひとづくり)

●防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策をとる必要がある。

(海岸保全の促進)

●本村の潟原海岸や宜野座海岸、宜野座漁港及び漢那漁港などは海岸保全区域に指定されている。海水による侵食または高潮及び波浪などから海岸を防御するため、離岸堤や海岸護岸の整備等、高潮対策及び侵食対策事業などの海岸保全事業を促進するとともに、防風林や防潮林の保全育成を図る必要がある。

(道路の整備)

●道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心して快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。

●必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。

●人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称) 宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称) 城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。

●道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。

●道路は、広域幹線軸となる国道 329 号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称) 宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、

村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。

●農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。

●LED化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

(文化財の災害予防)

●建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、災害予防の徹底を図る必要がある。

(災害ボランティアの活動環境の整備)

●大規模災害時には、ボランティア活動のあり方によってその後の救援・復興を左右する重要な役割を担っている。

●行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画等を支援・実施する必要がある。

(災害ボランティアの育成)

●ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていく必要がある。

●本村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る必要がある。

●ボランティアが効果的な活動を実施するためには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。

(専門ボランティアの登録)

●災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者(以下「専門ボランティア」という。)を平時から登録し、把握に努める必要がある。

また本村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める必要がある。

(応急仮設住宅の確保)

●本村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する必要がある。また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する必要がある。

●災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理、その他を実施する必要がある。

(福祉サービスの確保)

●本村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する必要がある。

(若い世代の定住促進)

○20代~30代の女性の転出が多くなると人口減少につながることから、若い女性を含めた若い子育て世代の転出を抑制していくことが大きな課題であり、雇用の確保や子育て支援等と併せた移住・定住の促進を図る必要がある。

○宜野座村内で働きたいとする意向がある(村民約5割、青年35.1%)ことから、若年層等の転出抑制

にもつながる就労可能な環境づくりが必要である。

(人口の転出抑制)

○雇用の創出、生活環境(買い物、交通等)の向上、地域コミュニティにおける配慮で転出を抑制する必要がある。

(住宅の確保)

○「行きたい、住みたい、住み続けたい宜野座村」の魅力を各層に向けて発信し、住宅確保を支援することが必要である。

(子育て環境の整備)

○本村では就学前の子育て支援は一定整備されているものの、今年度より若干名ではあるが、待機児童が出ている状況であり、待機児童の解消を含め、平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援事業」の着実な実行や、ニーズの多様化に対応した取り組みが必要である。

○宜野座村に住み、結婚し、子どもを産み育てたいと考える人の希望をかなえるためにも、村としてできる交流事業や環境整備や若い世代の課題解決を図る方策の検討が必要である。

(農水産業の維持)

●農水産業は稼ぐ力のある産業でもあることから、後継者の確保・育成など、将来的にも維持できる振興策が必要である。

(地域防災の担い手の育成)

●住み慣れた地域で安心・安全で住み続けられるよう、地域防災の担い手育成等、村民主体のむらづくりが必要がある。

(小さな拠点の整備)

●本村には、生活関連サービス施設は限られていることから、村民サービスや観光客の利用施設等の複合的な機能をもった小さな拠点づくりが必要である。

(地域の実情に応じたむらづくり)

●地域主体によるむらづくり活動を支援するとともに、「宜野座村むらづくり村民会議」等の村民参画のシステムを構築する必要がある。また、各区との情報交流及び広報・広聴活動を充実するとともに、各種計画等の村民参画機会の充実を図る必要がある。

●各区での行事等の地域コミュニティを活かした各種活動の支援に努める必要がある。

●各区における地域課題を解決するよう、「仮称●●区むらづくり構想」等の策定を促進する必要がある。

●村民や地域が主体となって企画・提案するよう、村民参画のシステム等を定める「むらづくり基本条例」(あるいは村民提案制度導入)の検討をはじめ、専門家の派遣、むらづくり活動資金の助成、各種情報の提供等、地域活動の支援・サポート体制等の構築を検討する必要がある。

●地域(区)によっては、人口構造が大きく変わることも考えられることから、地域の担い手育成等、地域の実情に応じたむらづくりの取り組みが必要である。

●むらづくりアドバイザー等の専門的な知識や経験、技能等を有する人材を活用することにより、本村の魅力あるむらづくりに取り組む必要がある。

(プロモーション)

●周辺市町村や沖縄本島の北部地域をはじめ、友好都市等との共同イベントの開催や交通・産業等の政策連携等、広域連携による新たな魅力の創出等が必要である。

(広域連携)

- 村民みんなが健康で安心して暮らし、住んで誇れる地域づくりやむらの魅力向上等につながる広域連携の対応が必要である。

(移住・定住の促進)

- 本村の資源を最大限に活かし、人々の交流の中でさらに資源に磨きをかけ、その魅力を村外に発信することで、本村により多くの観光客等が訪れる人の流れをつくるとともに、それをきっかけに移住・定住につなげていくことが必要である。宜野座村に行きたい、住みたい、住み続けたいと思えるよう、移住希望者と地域住民の情報を繋ぎ、住宅情報を発信するとともに、村出身者をはじめ、地域の担い手となる若年層の確保やむらづくりに力を発揮できるに高齢者層など、各層にむけて移住・定住を促進する必要がある。
- 移住等を計画する希望者への住宅関連情報の提供に努める必要がある。

(森林域の利用)

- 村土の過半を占める森林域は、宜野座村の自然・生活環境の基盤であり、今後とも地域の資源、財産として永続的に保全するとともに、一部では、その豊かな自然環境を活かした地域の振興が図れるよう、自然環境と調和のとれた土地利用を検討する必要がある。

(農用地の利用)

- 農用地は米軍施設・区域を除いた村域の約半分を占めており、これまで農業基盤整備事業、農業構造改善事業等を積極的に実施し、その整備率は県内でも高い実績を誇るが、基盤整備等で地形を改変したことにより、赤土流出の主な要因ともなっている。引き続き、赤土流出防止に努めつつ農業基盤整備を進め、優良農用地の確保を図る必要がある。

(河川環境の回復)

- 漢那福地川、宜野座福地川、慶武原川、松田鍋川の周辺では、開発の抑制、水質汚濁の防止によりその環境を保全するとともに、自然景観の回復と活用に努める必要がある。

(海岸域の利用)

- 太平洋に臨む海岸線一帯を海岸保全区域とし、防風・防潮林及び防風垣を造成するとともに、修景緑化と環境美化に努め、美しい自然の海岸線の保全を図る必要がある。
- 海岸域は、湾曲の多い複雑な形状となっており、干潟や岩礁、砂浜等、美しい自然の海浜景観が保全され、漢那ビーチは海水浴場として多くの人々に利用されている。太平洋側に発達したイノー(礁湖)は、宜野座漁港、漢那漁港を拠点にした魚介類及びモズク養殖等の大切な漁場であり、また浜下り等村民の年中行事等の空間ともなっている。陸側には農地や集落を包護するアダンやモクマオウ等の防風・防潮林が発達している。こうした美しい自然海岸を保全し、農地や集落への環境圧を低減する防風・防潮林の保全・創出に努めるとともに、人々が利用しやすい海岸域の環境整備を行う必要がある。また、潟原の干潟は、村内でも固有な自然環境(砂浜、干潟、マングローブ林等)がみられ、学習・交流等の場としてこれらの資源を活かす必要がある。

(自然と調和した土地利用)

- 村民にとって、自然の豊かさを感じる生活と様々な生産活動は、山から海まで至る循環した自然の営みの中でその恩恵を享受し、成り立っている。新たな経済活動の振興をはかる場面においても、このバランスのとれた空間の魅力が前提であり、誘引または立地の基礎条件となる。したがって、村民の生活や生産活動、開発行為等、全ての土地利用に関する分野で、自然環境の循環に配慮した土地利用や技術、体制、使用面での工夫を展開し、自然と調和した村土を築き上げる必要がある。

(緑と水辺を守る土地利用)

- 本村の緑・水辺空間は、固有の動植物が生息する貴重な空間であると同時に、特に森林域は水を蓄え、災害を防ぐ装置として村民の生活・生産活動を支え、河川や海岸域の環境を保全する役割を担っている。本村では、この緑空間の骨格となる古知屋岳から漢那岳にいたる北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の森林地域を保全する。また、道路、河川、集落等、あらゆる空間で緑を創ることで緑をつなぎ、動植物が生息できる空間を広げ、自然と共生する村土を形成する必要がある。

(リゾート・レクリエーション空間の形成)

- 本村では、湖面や河川、海岸域を活かしたリゾート・レクリエーション空間の形成に向けた取り組みを進めており、健康志向が高まるなか、今後とも本村の自然資源を活かした多様な余暇活動での活用が必要である。

(農地の活用)

- 段丘や低地に広がる農用地区域一帯を農業振興のために必要な農業区域とし、自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を進めつつ、優良農地を確保するとともに、農地の流動化・高度利用等により優良農地の効率的利用を促進する必要がある。
- 農地は、生産基盤の整った優良農地を有効活用するため、委託経営や利用集積など農地の流動化を促進し、その保全・活用に努める必要がある。また、農地における安定生産はもとより、イノーにおける漁業生産の持続的発展及び河川、海浜域、イノーの自然環境を保全するため、防風林や耕土流出防止対策を強化し、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を促進する必要がある。さらに、安全な食料の供給及び本村の自然環境の保全につながる有機栽培を促進し、安全な村土の形成を図る必要がある。

(森林の活用)

- 森林は、均衡のとれた村土の発展を図る上でも、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を保全森林として永続的に保存する必要がある。また、村内における自然生態系の保全、再生を図るため、河川・海岸域、集落域周辺における造林を推進し、生物生息空間をつなげ、広がりのある緑空間のネットワークに努める必要がある。

(原野の有効活用)

- 原野は、村土の有効利用を図るため、環境保全に配慮しつつ、農用地、住宅地、事務所、店舗等の宅地、公共施設用地等への転換を促進する必要がある。ただし、環境保全上重要な機能を有するもの、または貴重な文化資源を包蔵するもの等については、その保全を図る必要がある。

(水面の活用)

- カタバル干潟地域を海岸活用区域とし、関係部局・機関の連携のもと、その自然環境を保全しつつ、エコツーリズム等、自然環境を活かした展開について検討する必要がある。
- 水面は、農業用水及び防災面でも重要な機能を有していることから、今後とも保全するとともに、水面を活かした多面的なレクリエーション機能の強化とアクセス利便性の向上を図る必要がある。水路は、特に農地の赤土流出対策を強化するとともに、その他、生活・産業排水等についても適切な処理を促進する必要がある。さらに、水面・河川・水路に係る施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る必要がある。

(住宅地の整備)

- 住宅地は、まとまった新規住宅地を主要な幹線道路沿道に、既存の自然環境及び景観等へ配慮しつつ

形成する必要がある。既存集落内では、集落内の未利用地等の有効利用を促進し、集落域の拡大については、周辺の農地の状況に応じ、適切な範囲で拡大を図る必要がある。なお、新規宅地の立地は各字のコミュニティ及び生活基盤の設置等を鑑み、できる限り散在しないよう、まとまりのある住宅地の形成を促進する必要がある。また、集落内及び宅地内の緑化や、集落周辺の史跡・御嶽、湧泉等の保全・活用を促進する必要がある。

(産業用地の確保)

- 工場の新規立地ニーズに対しては、自然環境や生活環境に配慮した立地を促進するとともに、公害対策や緩衝緑地の確保等、適切な配置・誘導を促進する必要がある。

事務所、店舗等は、幹線道路沿道への集積を促進しつつ、かつ集落との調和に配慮した施設整備を促進する必要がある。

(レクリエーション用地の確保)

- 漢那福地川及び宜野座福地川周辺の豊かな自然を活かした観光情報拠点施設及び親水公園等を整備する必要がある。

- レクリエーション用地は、湖面及び河川河畔、その周辺の森林域で、これらの自然資源を活かすことを基本としたレクリエーション空間の形成を図る必要がある。

- 沿岸域は、本県の広域的な観光・レクリエーション動向を鑑みつつ、本村の海浜景観を活かしたレクリエーション施設の立地を誘導する必要がある。その立地に際しては陸域への生産・生活環境に影響を与えないよう、保安林を保全・造林するとともに、海岸地形の改変がないようその利用を促す必要がある。なお、海岸域は、本村の水産業を振興する上でも貴重な空間であるため、海域利用の共存に努める必要がある。

(地球温暖化対策の推進)

- 新エネルギーの導入については、費用対効果等も十分に考慮し、地域に適した実現性の高い地域エネルギーの可能性を検討する必要がある

- 宜野座村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省資源、省エネルギー、リサイクル等の環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して取り組む必要がある。

- 家庭や事業所、ホテル等で環境に負荷の少ない太陽光・太陽熱等の自然エネルギーの活用を促進する必要がある。

- 地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築をめざすとともに、良好な大気環境の保全に向けて、自然エネルギー等の新エネルギーの導入を推進する必要がある。

(水環境の確保)

- 農用地における耕土流出対策や森林の適切な維持管理、水辺地等の保全による河川及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環の確保を図る必要がある。また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める必要がある。

(自然環境の維持・形成)

- 高い価値を有する原生的な自然については、厳正な保全を図る必要がある。また、野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る必要がある。二次的な自然については、地域による保全活動を促進し、自然環境の維持・形成を図る必要がある。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る必要がある。この場合、固有生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生

き物の生息・生育空間となる自然や緑地のネットワークの形成に配慮する必要がある。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する必要がある。さらに、固有種等貴重な動植物群やサンゴ礁等の優れた自然環境については、世界に誇れる遺産として、健全な地域個体群の維持を図るため、関係機関と連携し科学的・計画的な保護管理を図る必要がある。

(歴史・文化資源の保全と形成)

- 歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う必要がある。また、宅地及び周辺域における緑化等の景観の維持・形成を図る必要がある。

(良好な環境の確保)

- 自然環境の保全を優先にしつつ農業的土地利用を基本とする計画的な土地利用、定住促進と地域活力を生み出す土地利用を基本に、農業振興地域整備計画、道路整備計画、保安林等の指定地域を踏まえ、土地利用の指針を定める国土利用計画や農業振興地域等を定める農業振興地域整備計画等を定期的に見直し、土地利用指針の確立を進める必要がある。
- 集落周辺や海岸近くの森林の保全に努めるとともに、ダム湖面及び周辺の整備等、自然資源を活かした地域振興に資する土地利用を検討する必要がある。
- 良好な環境を確保するため、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うこと及び事業の実施段階において環境影響評価を実施することなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る必要がある。また、開発行為等について「沖縄県県土保全条例」、「沖縄県赤土等流出防止条例」などの各種規制措置等により適切に対処する必要がある。
- 「宜野座村赤土等の流出汚染防止条例」や「宜野座村赤土等の流出汚染防止対策推進協議会」をはじめ、農用地の勾配修正、緑化拡充による赤土流出の防止に取り組む必要がある。

(森林の有効利用)

- 森林区域のうち、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を「森林保全区域」として永久に保全し、火災等により消失した森林については復元を原則とする必要がある。
- 森林のうち、自然とのふれあいや癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る必要がある。また、集落周辺の森林については、利用状況及び森林としての諸機能の発揮に応じて、自然環境の保全に配慮しつつ、その有効利用を図る必要がある。

(水面・河川・水路の有効利用)

- 河川・海浜の親水化整備やマングローブ等の既存植生の保全・活用等、地域と連携して宜野座福地川の整備計画を検討する必要がある。
- 漢那福地川や宜野座福地川等、各河川周辺一帯を河川保全活用区域とし、河川、河口及びその周辺一帯の開発抑制及び水質汚濁の防止に努めるとともに、自然環境の復元とあわせて、遊歩道の整備や緑化等により憩いの場を設ける等、人と自然がふれあえる空間づくりを進める必要がある。
- 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能の発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、周辺の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る必要がある。

(低未利用地の利用)

- 低未利用地のうち、耕作放棄地については、村土の有効利用並びに村土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農地利用集積円滑化事業等による農用地の有効活用を積極的に促

進するとともに、地域の状況に応じ、活性化のための施設用地、森林等への転換を図る必要がある。
(計画的な土地利用)

- 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う必要がある。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる必要がある。さらに、低未利用地の有効利用を通じて、自然的土地利用からの転換を抑制することを基本とする必要がある。

(森林・原野等の適切な利用転換)

- 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養に留意しつつ、災害の発生、景観や自然環境の悪化等公益的機能低下の防止に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。また、原野等の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。

(農地の適切な利用転換)

- 農地の利用転換については、農産物の生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に十分留意するとともに、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が適正に確保できるよう十分配慮する必要がある。農地と宅地が混在する地域においては、土地利用の混在による弊害を防止するため、住民意向に配慮しつつ、まとまりのある土地利用を図る必要がある。

(大規模な土地利用の転換の際の配慮)

- 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、村土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る必要がある。また、総合計画や各種関連計画との整合を図るとともに、地域住民の意向等を踏まえたうえで、適切な対応を図る必要がある。

(土地利用に関する情報の整備)

- 村土の適正な利用を図るため、必要に応じて土地利用の現況や自然的、社会的、文化的条件などの村土に関する基礎的調査や村土利用に関する実態把握等を行うとともに、開発行為や土地利用転換等に関する情報の事前の収集整備に努め、適切な措置を講じる必要がある。また、それらの情報が有効かつ的確に利活用されるようシステム化を図ること等により、土地利用等の適切な運用に資するとともに、住民の村土に関する理解の促進を図るため、調査結果の普及、啓発に努める必要がある。

- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。

(地域学習の推進)

- 地域文化や文化財、博物館等を活用し、郷土の自然・歴史・文化学習の充実を図る必要がある。

(学校・家庭・地域の連携)

- 学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある学校運営の必要がある。

(地域文化の継承)

- 地域にある貴重な文化財や伝統文化を、村民共有の財産として適切に記録・保存及び次世代に継承していくとともに、子どもや一般向けの文化財講座や地域巡り、企画展等で積極的に活用し、村民の伝統文化等の地域資源に対する意識の啓蒙を図る必要がある。

- 村民の豊かな感性を育むため、宜野座村文化センターを中心として、村民が芸術に親しむ機会の創出や地域の文化活動の担い手を育てる必要がある。

(観光受け入れ体制の強化)

- 地域の魅力である「自然」と先人たちが培い地域で息づいている「文化(人々の暮らし)」を基調とし、基幹産業である「農業・漁業」の振興と併せた観光振興を図るとともに、宜野座村商工会が作成した「経営発達支援計画」が円滑に推進できるよう連携強化に努める必要がある。また、地域ブランドとなる特産品の開発と観光商工の担い手の育成及び観光受け入れ体制の強化を図る必要がある。
- 宜野座村文化のまちづくり事業実行委員会と連携し、がらまんホール等の既存施設で村民及び来訪者に伝統芸能鑑賞機会を提供する必要がある。
- 宜野座村観光協会等と連携し、地域の豊かな自然と文化を基調としつつ、地域の農畜水産を活かした観光資源を開発し、自然体験や歴史文化体験、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム等の観光プログラムの実施を促進する必要がある。

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(応急仮設住宅の確保)

- 本村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する必要がある。また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する必要がある。
- 災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理、その他を実施する必要がある。

(福祉サービスの確保)

- 本村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する必要がある。

(被災後の相談体制の確保)

- 災害通過後の被災地では倒壊家屋の解体や撤去、破損道路等の復旧工事などが行われる一方、被災者にあっては住宅の確保や日常生活及び正業の再建など短期や中長期にわたる復興策が求められ、多くの不安要因を抱えている。こうした被災者が抱える多様な相談や問い合わせに対して、適切に対応できるような体制作りを行う必要がある。

(耕作放棄地等の活用)

- 移住・定住を促進するために、適切な土地利用(耕作放棄地等の農地活用等)が必要である。

(原野の有効活用)

- 原野は、村土の有効利用を図るため、環境保全に配慮しつつ、農用地、住宅地、事務所、店舗等の宅地、公共施設用地等への転換を促進する必要がある。ただし、環境保全上重要な機能を有するもの、または貴重な文化資源を包蔵するもの等については、その保全を図る必要がある。

(産業用地の確保)

- 工場の新規立地ニーズに対しては、自然環境や生活環境に配慮した立地を促進するとともに、公害対策や緩衝緑地の確保等、適切な配置・誘導を促進する必要がある。

事務所、店舗等は、幹線道路沿道への集積を促進しつつ、かつ集落との調和に配慮した施設整備を促進する必要がある。

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(海岸保全の促進)

- 本村の瀧原海岸や宜野座海岸、宜野座漁港及び漢那漁港などは海岸保全区域に指定されている。海水による侵食または高潮及び波浪などから海岸を防御するため、離岸堤や海岸護岸の整備等、高潮対策及び侵食対策事業などの海岸保全事業を促進するとともに、防風林や防潮林の保全育成を図る必要がある。

(道路・橋梁の保全)

- 年次計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路基盤の老朽化対策を推進する必要がある。
- 年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、関係機関や地域と連携した村道の維持修繕を推進する必要がある。
- 道路管理者は、所管の道路や橋りょう等を常時補修する必要がある。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う必要がある。
- 村道については、月に一度や、台風等の災害時後に職員による見回りの点検を実施し、修繕箇所等の確認を行う必要がある。
- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。
- 現在の農道の修繕対応としては、住民から陥没等の報告があった場合や、見回り点検の際に確認した箇所を修繕していく必要がある。
- 農道の舗装率は約75%となっていますが、舗装率を100%にするのではなく、隣接する農地の状況に合わせて舗装を実施する必要がある。
- 今後も橋梁長寿命化計画を基に予防保全型の修繕を実行し、コストの削減や安全性の確保に努める必要がある。

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を

図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

（国道 329 号沿道の土地利用）

- 商業・業務地としての国道 329 号沿道の基盤形成と高度利用を促進する必要がある。

別紙 2 施策分野ごとの脆弱性評価

再掲する項目については●表示とします。

個別施策分野① 行政機能/防災教育等

(災害に強いひとづくり)

○防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策をとる必要がある。

(防災体制の強化)

○国や県等の動向を踏まえつつ、本村の「地域防災計画」を見直すとともに、計画で位置づけた施策等を推進する必要がある。

○金武地区消防衛生組合との連携を図り、村民の安心・安全を確保できる体制強化を図る必要がある。

(公共施設の保全)

○「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進める必要がある。

○公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める必要がある。特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う必要がある。

○公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する必要がある。

○「宜野座村住基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る必要がある。

(既存の公共施設の有効活用)

○数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途(機能)転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(公共施設の安全確保)

○昭和 56 年度以前の旧耐震基準の下で整備された主な施設については耐震化診断を行い、診断結果に基づいて耐震改修工事を含めた更新を計画的に実施する必要がある。

○施設の安全性について、高い危険性が認められた公共施設は利用禁止等の処置を行い、利用者の安全確保を図る必要がある。

○用途廃止され、利用される見込みのない施設については、速やかに除却・売却等の検討を行う必要がある。

(防火意識の高揚)

○防火対象物を把握し、消防設備などの設置や維持、防火基準適合表示制度の普及に努めるとともに、

予防査察や火災予防運動など防火意識の高揚を図る必要がある。

(消防力の整備促進)

○消防車両や水利設備等の整備促進を図る必要がある。

○村民の生命と財産を守るため、消防・救急設備等の更新を適宜行い、地域の防火水槽や消火栓の設置等に取り組む必要がある。

(危険物の災害予防)

○ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止する必要がある。

(上下水道の災害予防)

○浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。

○浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。

○上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。

○上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。

○各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。

○災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。

○「沖繩県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。

○災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。

○下水道管の耐震化について検討する必要がある。

○今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。

○下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。

○これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き(日本下水道協会)に基づく必要がある。

○下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。

(文化財の災害予防)

○建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、災害予防の徹底を図る必要がある。

(防災意識の啓発)

○災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識

行動が必要である。

- また災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、普段における必要な訓練も重要である。このため村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する必要がある。

(職員に対する防災教育)

- 防災事務及び業務に従事する職員に対して防災上必要な知識や技能の向上を図るため、地域防災計画の内容や運用をはじめ関係法令及び実務に関する講習会並びに研究会等を実施する必要がある。

(村民に対する防災教育)

- パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努める必要がある。

- 村民に対して「自らの生命は自ら守る」ということ基本に、地域別説明会や写真会並びに学校教育等を通じて地域防災計画の内容や過去の災害の紹介、並びに災害の予防及び災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識の高揚を図る必要がある。

(防災訓練の実施)

- 自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努める必要がある。

- 防災知識の普及は防災訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体や民間協力団体及び学校並びに地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練の計画的な実働訓練を実施する必要がある。

- 地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図る必要がある。

- AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図る必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣保組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。

- そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する必要がある。

(外国人、観光客の安全確保)

- 村及び防災関係機関並びに観光施設等の管理者は、観光客や外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する必要がある。

(災害ボランティアの活動環境の整備)

- 大規模災害時には、ボランティア活動のあり方によってその後の救援・復興を左右する重要な役割を担っている。

- 行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア（団体）や企業等が日常的に取り組むべき計画等を支援・実施する必要がある。

(災害ボランティアの育成)

- ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていく必要がある。

- 本村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る必要がある。
- ボランティアが効果的な活動を実施するためには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。
(専門ボランティアの登録)
- 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努める必要がある。
また本村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める必要がある。
(津波避難場所・避難路の整備)
- 標高が低い漢那・松田前原・松田潟原地域等については、地震・津波対策として避難場所・避難経路の確保等努める必要がある。
(避難誘導體制の確立)
- 避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある。また老人・子供・身体障害者など災害弱者の安全を優先して行なう必要がある。そのため平常時から災害弱者の情報や避難経路の安全性の把握を行なう必要がある。また地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておく必要がある。
(避難所の整備)
- 大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーシステムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進する必要がある。
(避難所の開設・運営の取り決め)
- 避難所の開設は迅速かつ円滑に行う必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておく必要がある。
- 避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める必要がある。
(村による物資の備蓄)
- 災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資を備蓄する必要がある。
(防災業務設備の整備)
- 災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備の整備を図るとともに、平素より定期的な点検や性能調査を実施する必要がある。
(ヘリポート等の確保)
- 孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める必要がある。
(避難勧告等の伝達方法の整備)
- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、住民等の

避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。

(避難行動要支援者への避難支援)

○避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う必要がある。

(災害時要援護者の避難生活支援)

○本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する必要がある。

○避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う必要がある。

○県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う必要がある。

(外国人支援の実施)

○本村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う必要がある。

(観光客等への支援)

○本村は観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する必要がある。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する必要がある。

○本村から県有施設の一時使用の要請があった場合、県は支障のない範囲において提供する必要がある。また、国、関係団体等に施設の利用を要請する必要がある。

○本村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する必要がある。

○本村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する必要がある。

○本村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する必要がある。

○県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する必要がある。

(被災後の相談体制の確保)

○災害通過後の被災地では倒壊家屋の解体や撤去、破損道路等の復旧工事などが行われる一方、被災者にあっては住宅の確保や日常生活及び正業の再建など短期や中長期にわたる復興策が求められ、多くの不安要因を抱えている。こうした被災者が抱える多様な相談や問い合わせに対して、適切に対応できるような体制作りを行う必要がある。

(教育施設の整備)

○今後の生徒数の把握を行い、増築や仮校舎の設置等の検討し、各学校の教室の確保に努める必要がある。

(地域防災の担い手の育成)

○住み慣れた地域で安心・安全で住み続けられるよう、地域防災の担い手育成等、村民主体のむらづくりが必要がある。

(集落の整備)

○宜野座村の集落は、国道 329 号周辺に 6 集落が房状に立地しており、中でも宜野座区は、村役場をは

はじめとする公用・公共用施設用地が集積する本村の中心地区となっている。今後は、新たな住宅地ニーズに応じて計画的に住宅地を確保する必要がある。また、畜舎や墓地及び各種開発について、適正な規制・誘導を進め、快適な生活環境を確保していく必要がある。

(公共用地の確保)

- 公用・公共用施設用地については、既存の公用・公共核(役場周辺)の拡充を図るため、国道329号宜野座改良沿道に新たな公用・公共用施設を配置し、公的サービス機能の拡充を図る必要がある。なお、新規機能の導入ニーズに関しては、既存施設の活用も併せ総合的な観点から機能の導入・配置方を検討する必要がある。さらに、集落内においては住民が集える広場等の確保を図る必要がある。

(米軍関連の安全・安心の確保)

- 米軍関連の事件や事故の危険性や騒音が軽減され、平穏な村民生活を送ることができるよう、国や県との連携により米軍への働きかけを強化していくとともに、基地の早期返還をめざす必要がある。
- 本村上空の飛行による騒音については、環境基準との適合状況等の把握に努めるとともに、騒音被害の低減等を関係機関に要請する必要がある。
- 既存米軍基地においては、引き続き、漢那ダム湖面の利活用を検討するとともに、基地の部分的返還を促進する必要がある。
- 「宜野座村軍用地跡地利用基本計画」に位置づけられた各種事業については、現在の社会経済情勢等を踏まえて調査・再検討を行う必要がある。

(情報通信関連産業の立地を活かした産業振興)

- 宜野座村 IT オペレーションパークへの企業誘致や施設の機能強化等、情報通信関連産業の立地を活かした産業振興に努める必要がある。

(防災通信の強化)

- アナログ防災無線の更新を契機とした IP 告知放送もしくはデジタル波に移行し、災害時に迅速に情報発信できる環境整備を図る必要がある。

(防災関係機関の連携の強化)

- 警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深める必要がある。
- 沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図る必要がある。

個別施策分野② 住宅・都市

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等

の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。

- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(治水の促進)

- 本村には、県管理の二級河川として漢那福地川があり、残りの慶武原川や鍋川及び宜野座福地川の3水系は普通河川で、それらの河川には漢那ダムをはじめ5ヶ所のダムが設置されている。なお、本県の河川は一般的に流路延長が短いため、台風などの豪雨による被害が発生する恐れがある。
- 本村の漢那福地川は「危険と予想される区域」、宜野座福地川は「砂防指定地」に指定されていることから、常に河川状況を把握するとともに、護岸修繕や堆積土砂の除去、河川改修事業や砂防対策事業などを促進し、水害防止に努める必要がある。

(地すべり、崖崩れ対策)

- 村内の地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を調査把握し、その整備促進を図るとともに、大雨注意報の発令時または台風時には巡回して監視する必要がある。

(道路の整備)

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心して快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。
- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。
- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称)宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称)城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道329号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称)宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。
- 農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。
- LED化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

(道路・橋梁の保全)

- 年次計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路基盤の老朽化対策を推進する必要がある。
- 年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、関係機関や地域と連携した村道の維持修繕を推進する必要がある。
- 道路管理者は、所管の道路や橋りょう等を常時補修する必要がある。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う必要がある。
- 村道については、月に一度や、台風等の災害時後に職員による見回りの点検を実施し、修繕箇所等の

確認を行う必要がある。

- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。
- 現在の農道の修繕対応としては、住民から陥没等の報告があった場合や、見回り点検の際に確認した箇所を修繕していく必要がある。
- 農道の舗装率は約75%となっていますが、舗装率を100%にするのではなく、隣接する農地の状況に合わせて舗装を実施する必要がある。
- 今後も橋梁長寿命化計画を基に予防保全型の修繕を実行し、コストの削減や安全性の確保に努める必要がある。

(建物の耐震化)

- 村民の生命と財産を地震被害から未然に防ぐため、一般住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進及び耐震診断や耐震改修を促進するとともに、省エネルギーによる環境に配慮した住宅整備を促進する必要がある。
- 風水害、大火災等による建造物の災害の防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る必要がある。
- 本村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る必要がある。また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する必要がある。

(建物の耐風・耐火化)

- 建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する必要がある。

(公共施設の保全)

- 「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進める必要がある。
- 公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める必要がある。特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う必要がある。
- 公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する必要がある。
- 「宜野座村住基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る必要がある。

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(公共施設の安全確保)

- 昭和 56 年度以前の旧耐震基準の下で整備された主な施設については耐震化診断を行い、診断結果に基づいて耐震改修工事を含めた更新を計画的に実施する必要がある。
- 施設の安全性について、高い危険性が認められた公共施設は利用禁止等の処置を行い、利用者の安全確保を図る必要がある。
- 用途廃止され、利用される見込みのない施設については、速やかに除却・売却等の検討を行う必要がある。

(ブロック塀の対策)

- 本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止する必要がある。
- ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する必要がある。
- 特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う必要がある。

(応急仮設住宅の確保)

- 本村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する必要がある。また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する必要がある。
- 災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理、その他を実施する必要がある。

(バリアフリー化)

- ユニバーサルデザインやバリアフリー等の推進により、誰もが安心して外出し、快適に利用できる道路や公園等の公共施設等の環境整備を進める必要がある。
- 誰もが歩きやすく利用しやすい道路環境を確保するため、危険箇所の交差点改良や歩道のバリアフリー化を推進する必要がある。
- 公共施設等のバリアフリー化を検討する必要がある。

(小さな拠点の整備)

- 本村には、生活関連サービス施設は限られていることから、村民サービスや観光客の利用施設等の複合的な機能をもった小さな拠点づくりが必要である。

(原野の有効活用)

- 原野は、村土の有効利用を図るため、環境保全に配慮しつつ、農用地、住宅地、事務所、店舗等の宅地、公共施設用地等への転換を促進する必要がある。ただし、環境保全上重要な機能を有するもの、または貴重な文化資源を包蔵するもの等については、その保全を図る必要がある。

(住宅地の整備)

- 住宅地は、まとまった新規住宅地を主要な幹線道路沿道に、既存の自然環境及び景観等へ配慮しつつ形成する必要がある。既存集落内では、集落内の未利用地等の有効利用を促進し、集落域の拡大については、周辺の農地の状況に応じ、適切な範囲で拡大を図る必要がある。なお、新規宅地の立地は各

字のコミュニティ及び生活基盤の設置等を鑑み、できる限り散在しないよう、まとまりのある住宅地の形成を促進する必要がある。また、集落内及び宅地内の緑化や、集落周辺の史跡・御嶽、湧泉等の保全・活用を促進する必要がある。

(産業用地の確保)

○工場の新規立地ニーズに対しては、自然環境や生活環境に配慮した立地を促進するとともに、公害対策や緩衝緑地の確保等、適切な配置・誘導を促進する必要がある。

事務所、店舗等は、幹線道路沿道への集積を促進しつつ、かつ集落との調和に配慮した施設整備を促進する必要がある。

(住環境の整備)

○新たな「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年）に伴い、「宜野座村住生活基本計画」を策定する必要がある。

○住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、安全性の向上とゆとりのある快適な環境の確保に努める必要がある。

(中心地区の土地利用)

○中心地区の魅力向上及び村民生活や来訪者のさらなる利便性の向上にむけて、宜野座村中心地区基本計画のゾーン別整備方針等を踏まえ、各施設機能やシンボルロード等の道路網、防災関連機能等の配置を検討し、安全で魅力的な本村の顔となる中心地区を創出する必要がある。

(国道 329 号沿道の土地利用)

○商業・業務地としての国道 329 号沿道の基盤形成と高度利用を促進する必要がある。

(緑地の整備)

○中心地区内及びその周辺の緑地を保全するとともに、オープンスペースの確保・整備による防災機能の向上を図る必要がある。

○宜野座村緑化振興会及び花の村づくり推進計画と連携を図りつつ、宜野座村緑化振興会の苗木等を活用し、幹線道路の植栽帯の緑化等による村内の緑化を推進する必要がある。

○地域住民の意向に応じた身近な公園・広場等の整備に努める必要がある。

○沖縄県緑化推進委員会や宜野座村緑化振興会等と連携し、村民向けの緑化相談や講習会等を開催し、村民の緑化意識の高揚を図る必要がある。

(福祉面からの住宅改修)

○介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護保険や補助事業による住宅改修への支援を行う必要がある。

(空き家対策の推進)

○老朽化等により景観面や安全面に支障のある空き家住宅の解消及び活用に向けた実態調査や空き家対策に取り組む必要がある。

個別施策分野③ 保健医療・福祉

(既存の公共施設の有効活用)

●数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況

等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

（要支援者の安全確保）

- 宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者が迅速に避難できるように、災害時避難行動要支援者対策を推進する必要がある。
- 高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図る必要がある。
- 避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定する必要がある。
- 高齢者・障害者・乳幼児等の災害弱者に対しては、防災知識の普及及び災害時の情報提供並びに避難誘導などの対策において様々な配慮が必要である。そのため平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等についても推進していく必要がある。
- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。

（社会福祉施設等での安全確保）

- 社会福祉施設等（幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む）においては、高齢者・障害者・乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。

（在宅介護での安全確保）

- 在宅で介護を必要とする住民等（独居老人を含む）についても、生活環境の面から防災上の配慮が必要となるため、これらの住民に対する防災対策を講じる必要がある。

（災害ボランティアの活動環境の整備）

- 大規模災害時には、ボランティア活動のあり方によってその後の救援・復興を左右する重要な役割を担っている。
 - 行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア（団体）や企業等が日常的に取り組むべき計画等を支援・実施する必要がある。
- （災害ボランティアの育成）
- ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていく必要がある。
 - 本村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る必要がある。
 - ボランティアが効果的な活動を実施するためには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。

（専門ボランティアの登録）

- 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努める必要がある。
- また本村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める必要がある。

(避難行動要支援者への避難支援)

- 避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う必要がある。

(災害時要援護者の避難生活支援)

- 本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する必要がある。
- 避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う必要がある。
- 県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う必要がある。

(福祉サービスの確保)

- 本村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する必要がある。

(若い世代の定住促進)

- 20代～30代の女性の転出が多くなると人口減少につながることから、若い女性を含めた若い子育て世代の転出を抑制していくことが大きな課題であり、雇用の確保や子育て支援等と併せた移住・定住の促進を図る必要がある。
- 宜野座村内で働きたいとする意向がある(村民約5割、青年35.1%)ことから、若年層等の転出抑制にもつながる就労可能な環境づくりが必要である。

(子育て環境の整備)

- 本村では就学前の子育て支援は一定整備されているものの、今年度より若干名ではあるが、待機児童が出ている状況であり、待機児童の解消を含め、平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援事業」の着実な実行や、ニーズの多様化に対応した取り組みが必要である。
- 宜野座村に住み、結婚し、子どもを産み育てたいと考える人の希望をかなえるためにも、村としてできる交流事業や環境整備や若い世代の課題解決を図る方策の検討が必要である。

(村民の健康づくり)

- 生活習慣病による死亡率が高いことから、日頃の健康づくりが重要となります。また、高齢化社会に対応していくためにも、地域全体で支え合う取り組みがより必要である。

(感染症の予防)

- 感染症を予防するため、予防接種の受診勧奨を行い、多様な方法により接種率の向上を図る必要がある。

(地域における子育ての支援)

- 地域における子育て相談や家庭保育等の子どもや保護者の交流の場となる地域子育て支援センターの充実を図る必要がある。
- 各種子育てサービスや育児サークル等の子育て関連情報を発信するとともに、民生委員児童委員等と連携した地域における子育て支援を行う必要がある。

(生涯学習の充実)

- 村民の健康づくりに資する新たなスポーツ・レクリエーションの普及促進、各種競技に関する講習会及びスポーツ教室の開催・充実に努める必要がある。
- 各地域の自主的な生涯学習の活動を促進する必要がある。

(地域福祉の推進)

- 互いにふれ合い、支え合う関係が地域に根づくよう、村民の福祉の心や地域活動を育むとともに、地域活動団体や事業所等、多様な担い手の参画による支え合いネットワークづくりを進める必要がある。
- 支援が必要になったときに必要なサービスが受けられるよう相談支援の充実に取り組み、すべての村民にとって安全で利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要がある。
- 地域の見守りや生活支援等が必要なケースについて話し合う、地域支え合い検討会（仮称）等を開催する必要がある。
- 保健・医療・福祉等の連携体制の構築を図り、多様化する生活課題に対応する必要がある。
- 地域、学校、保育所、職場、保健・医療関係団体等、健康づくりに関連のある団体・機関の連携を強化し、地域主体の健康づくり活動を支援する必要がある。
- 介護予防や多様な生活支援のニーズに対応するため、地域の虚弱高齢者等の把握に努める必要がある。
- 要介護状態になることを防ぐ「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図り、介護予防の取り組みに加え、地域における既存の見守り支え合い活動を含め、住民が主体となった高齢者の居場所づくりなどに取り組むことができるよう支援する必要がある。
- 介護が必要になった場合でもできるだけ要介護状態の改善を図り、在宅での生活がより快適となるよう介護サービスの確保に努める必要がある。

(漁村漁民との交流)

- 宜野座村漁業組合（観光部）と宜野座村観光協会が連携し、海に関する体験型観光プログラムや情報発信等の充実を促進するとともに、漁村漁民活性化施設を拠点とした地元の児童生徒や観光客等の受け入れ体制の強化を促進する必要がある。
- 宜野座村漁業協同組合の組織強化、漁業情報交換、漁民間の交流等を促進するとともに、健全な経営に向けた支援を行う必要がある。

(医療体制の強化)

- 医療機関や関係機関と連携し、救急医療体制の強化を図る必要がある。

(福祉面からの住宅改修)

- 介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護保険や補助事業による住宅改修への支援を行う必要がある。

個別施策分野④ エネルギー・産業

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(上下水道の災害予防)

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。

- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等には、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。
- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。
- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。
- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく必要がある。
- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。
（人口の転出抑制）
- 雇用の創出、生活環境（買い物、交通等）の向上、地域コミュニティにおける配慮で転出を抑制する必要がある。
（農水産業の維持）
- 農水産業は稼ぐ力のある産業でもあることから、後継者の確保・育成など、将来的にも維持できる振興策が必要である。
（情報通信産業の維持）
- 情報通信（IT）産業は、稼ぐ力となる可能性があることから、入居企業の誘致や労働生産性の向上等に取り組むことが必要である。
（地域に根ざした産業の維持）
- 基盤となるもの、雇用を生むもの、地域に根差した産業振興が必要である。
（雇用の創出）
- 人口維持・増加にむけて、とりわけ子育て世代を中心とした生産年齢人口の流入、定住促進を図る必要があり、そのためには魅力ある働く場所の確保が必要である。
進学や就職等で一時的に本村を離れた若年層が、一人でも多く戻ってきて安心して働けるよう、また新たな移住者が本村を移住先として選んでもらえるよう、基幹産業である農水産業（第一次産業）の振興はもとより、地域に根ざす事業所（第二次、第三次）の振興を図るとともに、地域資源を活かした新商品開発、販路拡大等による新たな事業化（6次産業化の支援）、起業しやすい環境づくりなどにより、魅力ある雇用の場の確保・創出を図る必要がある。

(民間開発)

- 開発許可制度等により適切な開発指導を図り、環境保全と調和に十分に配慮した工法の導入等、環境と調和する土地開発に努める必要がある。
- 海洋型健康増進施設や海岸隣接集落との調和を図りつつ、海浜を活用した交流・レクリエーション空間や保安林の拡充を推進する必要がある。
- 海岸域を中心にレクリエーション区域として位置づけられた区域については、これまで宜野座村 I T オペレーションパークや宜野座カントリークラブ等が立地しており、現在も、民間企業によるリゾート開発計画等の動きがみられる。今後とも、魅力あふれる区域の形成に向けて、社会経済動向を踏まえ、長期的な展望に立った取り組みを行う必要がある。

(リゾート・レクリエーション空間の形成)

- 本村では、湖面や河川、海岸域を活かしたリゾート・レクリエーション空間の形成に向けた取り組みを進めており、健康志向が高まるなか、今後とも本村の自然資源を活かした多様な余暇活動での活用が必要である。

(産業用地の確保)

- 工場の新規立地ニーズに対しては、自然環境や生活環境に配慮した立地を促進するとともに、公害対策や緩衝緑地の確保等、適切な配置・誘導を促進する必要がある。
事務所、店舗等は、幹線道路沿道への集積を促進しつつ、かつ集落との調和に配慮した施設整備を促進する必要がある。

(レクリエーション用地の確保)

- 漢那福地川及び宜野座福地川周辺の豊かな自然を活かした観光情報拠点施設及び親水公園等を整備する必要がある。
- レクリエーション用地は、湖面及び河川河畔、その周辺の森林域で、これらの自然資源を活かすことを基本としたレクリエーション空間の形成を図る必要がある。
- 沿岸域は、本県の広域的な観光・レクリエーション動向を鑑みつつ、本村の海浜景観を活かしたレクリエーション施設の立地を誘導する必要がある。その立地に際しては陸域への生産・生活環境に影響を与えないよう、保安林を保全・造林するとともに、海岸地形の改変がないようその利用を促す必要がある。なお、海岸域は、本村の水産業を振興する上でも貴重な空間であるため、海域利用の共存に努める必要がある。

(教育の情報化)

- 情報教育の推進を図るため、I T 指導員の配置や教職員の I C T 機器活用及び指導力の向上、宜野座村 I T オペレーションパークの協力による講話等に取り組む必要がある。

(多言語化対応)

- 多言語化対応等の観光案内サインの整備を推進する必要がある。

(情報通信技術を活用した観光対応)

- Wi-Fi 等の情報通信技術を活用した観光案内を検討する必要がある。

(阪神タイガース等スポーツの誘致)

- 阪神タイガースの春季キャンプ受け入れの充実や地域との交流を図るとともに、宜野座村観光協会等と連携し、野球・カヌー・自転車・各種球技等のスポーツ合宿等のスポーツ・ツーリズムを推進する必要がある。

(情報通信関連産業の立地を活かした産業振興)

- 宜野座村 IT オペレーションパークへの企業誘致や施設の機能強化等、情報通信関連産業の立地を活かした産業振興に努める必要がある。

(企業の誘致)

- リゾートホテル等の観光関連施設や IT 企業の誘致活動を積極的に推進する必要がある。

個別施策分野⑤ 情報通信

(情報通信関連産業の立地を活かした産業振興)

- 宜野座村 IT オペレーションパークへの企業誘致や施設の機能強化等、情報通信関連産業の立地を活かした産業振興に努める必要がある。

(行政のデジタル化)

- 村内の情報通信基盤の確立に努めつつ、村役場職員をはじめ村民における ICT の知識・技術の向上を図り、医療、福祉、防災、地域活性化等の各分野での ICT の利活用を推進する必要がある。さらに、行政サービスの向上・高度化や行政業務システムの効率化、情報セキュリティ対策を向上するため、さらなる電子自治体を推進する必要がある。
- 防災・防犯、観光・農水産業の振興、健康福祉等、幅広い分野における ICT の利活用を関係機関や民間企業等と連携して推進する必要がある。
- 村民の情報通信技術や情報セキュリティの向上、インターネットの普及を図るため、関係機関や民間企業等と連携した高齢者でもわかりやすい IT 講座の開催をはじめ、ICT を利用した生涯学習を推進する必要がある。
- ICT を活用したむらづくりや行政サービス等の向上を図るため、「(仮称) 宜野座村地域情報化計画」を策定し、計画で位置づけた施策を推進する必要がある。
- インターネットの媒体を利用した村公式ホームページや SNS、公衆無線 LAN (Wi-Fi※1) 等を効率的に活用し、村政情報の内容充実をはじめ、わかりやすく見やすい情報を公開・発信する必要がある。
- 電子媒体を使った電子申請・電子調達システムの拡充、施設予約システム等、利便性の高い行政サービスの提供及び行政手続きの電子化を推進する必要がある。
- 庁内の情報システムについては、国が進めている自治体クラウドサービス※2、マイナンバー制度の導入や技術革新等を踏まえつつ、庁内情報システムの再構築を図り、行政事務の簡素化・効率化・合理化に努める必要がある。
- 情報化社会に対応していくため、村役場職員の情報関連知識の向上を含めた総合的な情報セキュリティ対策の強化を進める必要がある。
- 各種情報システムの導入による公共施設間のネットワーク化に努めるとともに、各種申請や公共施設の利用に関する手続きのオンライン化等による ICT を活用した村民サービスの向上や行政事務の効率化を進める必要がある。

個別施策分野⑥ 交通・物流

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波など

が発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。

- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(道路の整備)

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心で快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。
- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。
- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称) 宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称) 城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道 329 号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称) 宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。
- 農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。
- LED 化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

(道路・橋梁の保全)

- 年次計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路基盤の老朽化対策を推進する必要がある。
- 年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、関係機関や地域と連携した村道の維持修繕を推進する必要がある。
- 道路管理者は、所管の道路や橋りょう等を常時補修する必要がある。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う必要がある。
- 村道については、月に一度や、台風等の災害時後に職員による見回りの点検を実施し、修繕箇所等の確認を行う必要がある。
- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。
- 現在の農道の修繕対応としては、住民から陥没等の報告があった場合や、見回り点検の際に確認した箇所を修繕していく必要がある。
- 農道の舗装率は約 75%となっていますが、舗装率を 100%にするのではなく、隣接する農地の状況に

合わせて舗装を実施する必要がある。

- 今後も橋梁長寿命化計画を基に予防保全型の修繕を実行し、コストの削減や安全性の確保に努める必要がある。

(津波避難場所・避難路の整備)

- 標高が低い漢那・松田前原・松田潟原地域等については、地震・津波対策として避難場所・避難経路の確保等努める必要がある。

(災害時の交通確保)

- 大規模災害発生時には、災害対策要員や負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要である。

- 緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する必要がある。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る必要がある。

(道路啓開体制の確保)

- 災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を国、県等の関係機関及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する必要がある。

(ヘリポート等の確保)

- 孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める必要がある。

(人口の転出抑制)

- 雇用の創出、生活環境(買い物、交通等)の向上、地域コミュニティにおける配慮で転出を抑制する必要がある。

(身近な生活環境の整備)

- 人口規模の小さな本村においては、日常的な買い物・ショッピング等の商業施設や北部病院以外の病院・医療施設はほとんどなく、移動は車社会であること等から、生活関連サービス施設の利便性の向上や施設の充実(施設誘致や既存施設の充実)が求められ、村内や周辺市町村の広域におけるバス等の交通利便性の改善も必要である。

(新たな公共交通システムの導入)

- 沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を促進する必要がある。

- 村内の交通弱者の利便性向上に資する村内巡回交通手段・システムの検討をはじめ、隣接市町または北部広域、民間企業等と連携して新たな交通手段を検討する必要がある。

個別施策分野⑦ 農林水産

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。

- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。

- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配

意した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。

- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(治山の促進)

- 本村の山地の多くを軍用地が占めているが、山林地域における侵食防止や水源かん養機能の強化などを促進し、山地に起因する災害の未然防止に努める必要がある。

(海岸保全の促進)

- 本村の瀧原海岸や宜野座海岸、宜野座漁港及び漢那漁港などは海岸保全区域に指定されている。海水による侵食または高潮及び波浪などから海岸を防御するため、離岸堤や海岸護岸の整備等、高潮対策及び侵食対策事業などの海岸保全事業を促進するとともに、防風林や防潮林の保全育成を図る必要がある。

(道路の整備)

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心で快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。
- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。
- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称)宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称)城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道329号宜野座改良、地域幹線軸となる(仮称)宜野座横断道路(宜野座恩納線)による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。
- 農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。
- LED化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

(道路・橋梁の保全)

- 年次計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路基盤の老朽化対策を推進する必要がある。
- 年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、関係機関や地域と連携した村道の維持修繕を推進する必要がある。
- 道路管理者は、所管の道路や橋りょう等を常時補修する必要がある。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う必要がある。

- 村道については、月に一度や、台風等の災害時後に職員による見回りの点検を実施し、修繕箇所等の確認を行う必要がある。
- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。
- 現在の農道の修繕対応としては、住民から陥没等の報告があった場合や、見回り点検の際に確認した箇所を修繕していく必要がある。
- 農道の舗装率は約75%となっていますが、舗装率を100%にするのではなく、隣接する農地の状況に合わせて舗装を実施する必要がある。
- 今後も橋梁長寿命化計画を基に予防保全型の修繕を実行し、コストの削減や安全性の確保に努める必要がある。

(農地の防災対策)

- 農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や大雨、洪水または津波の浸水等による二次災害としてあらわれる。これらの対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める必要がある。

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途(機能)転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(林野火災の予防)

- 本村の総面積の約半分が森林地域となっており、その大部分が米軍基地施設に占められているが、林野火災による災害の拡大防止及び火災の発生を未然に防止するための対策を講ずる必要がある。
- 本村は、国や県及び関係機関とともに、村及び周辺地域の消防地域を管轄する金武地区消防組合等の施設や林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図る必要がある。

(耕作放棄地等の活用)

- 移住・定住を促進するために、適切な土地利用(耕作放棄地等の農地活用等)が必要である。

(農水産業の維持)

- 農水産業は稼ぐ力のある産業でもあることから、後継者の確保・育成など、将来的にも維持できる振興策が必要である。

(農用地の利用)

- 農用地は米軍施設・区域を除いた村域の約半分を占めており、これまで農業基盤整備事業、農業構造改善事業等を積極的に実施し、その整備率は県内でも高い実績を誇るが、基盤整備等で地形を改変したことにより、赤土流出の主な要因ともなっている。引き続き、赤土流出防止に努めつつ農業基盤整備を進め、優良農用地の確保を図る必要がある。

(海岸域の利用)

- 太平洋に臨む海岸線一帯を海岸保全区域とし、防風・防潮林及び防風垣を造成するとともに、修景緑化と環境美化に努め、美しい自然の海岸線の保全を図る必要がある。
- 海岸域は、湾曲の多い複雑な形状となっており、干潟や岩礁、砂浜等、美しい自然の海浜景観が保全

され、漢那ビーチは海水浴場として多くの人々に利用されている。太平洋側に発達したイノー（礁湖）は、宜野座漁港、漢那漁港を拠点にした魚介類及びモズク養殖等の大切な漁場であり、また浜下り等村民の年中行事等の空間ともなっている。陸側には農地や集落を包護するアダンやモクマオウ等の防風・防潮林が発達している。こうした美しい自然海岸を保全し、農地や集落への環境圧を低減する防風・防潮林の保全・創出に努めるとともに、人々が利用しやすい海岸域の環境整備を行う必要がある。また、潟原の干潟は、村内でも固有な自然環境（砂浜、干潟、マングローブ林等）がみられ、学習・交流等の場としてこれらの資源を活かす必要がある。

（緑と水辺を守る土地利用）

- 本村の緑・水辺空間は、固有の動植物が生息する貴重な空間であると同時に、特に森林域は水を蓄え、災害を防ぐ装置として村民の生活・生産活動を支え、河川や海岸域の環境を保全する役割を担っている。本村では、この緑空間の骨格となる古知屋岳から漢那岳にいたる北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の森林地域を保全する。また、道路、河川、集落等、あらゆる空間で緑を創ることで緑をつなぎ、動植物が生息できる空間を広げ、自然と共生する村土を形成する必要がある。

（リゾート・レクリエーション空間の形成）

- 本村では、湖面や河川、海岸域を活かしたリゾート・レクリエーション空間の形成に向けた取り組みを進めており、健康志向が高まるなか、今後とも本村の自然資源を活かした多様な余暇活動での活用が必要である。

（農地の活用）

- 段丘や低地に広がる農用地区域一帯を農業振興のために必要な農業区域とし、自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を進めつつ、優良農地を確保するとともに、農地の流動化・高度利用等により優良農地の効率的利用を促進する必要がある。
- 農地は、生産基盤の整った優良農地を有効活用するため、委託経営や利用集積など農地の流動化を促進し、その保全・活用に努める必要がある。また、農地における安定生産はもとより、イノーにおける漁業生産の持続的発展及び河川、海浜域、イノーの自然環境を保全するため、防風林や耕土流出防止対策を強化し、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を促進する必要がある。さらに、安全な食料の供給及び本村の自然環境の保全につながる有機栽培を促進し、安全な村土の形成を図る必要がある。

（森林の活用）

- 森林は、均衡のとれた村土の発展を図る上でも、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を保全森林として永続的に保存する必要がある。また、村内における自然生態系の保全、再生を図るため、河川・海岸域、集落域周辺における造林を推進し、生物生息空間をつなげ、広がりのある緑空間のネットワークに努める必要がある。

（原野の有効活用）

- 原野は、村土の有効利用を図るため、環境保全に配慮しつつ、農用地、住宅地、事務所、店舗等の宅地、公共施設用地等への転換を促進する必要がある。ただし、環境保全上重要な機能を有するもの、または貴重な文化資源を包蔵するもの等については、その保全を図る必要がある。

（水面の活用）

- カタバル干潟地域を海岸活用区域とし、関係部局・機関の連携のもと、その自然環境を保全しつつ、エコツーリズム等、自然環境を活かした展開について検討する必要がある。
- 水面は、農業用水及び防災面でも重要な機能を有していることから、今後とも保全するとともに、水

面を活かした多面的なレクリエーション機能の強化とアクセス利便性の向上を図る必要がある。水路は、特に農地の赤土流出対策を強化するとともに、その他、生活・産業排水等についても適切な処理を促進する必要がある。さらに、水面・河川・水路に係る施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る必要がある。

(良好な環境の確保)

- 自然環境の保全を優先しつつ農業的土地利用を基本とする計画的な土地利用、定住促進と地域活力を生み出す土地利用を基本に、農業振興地域整備計画、道路整備計画、保安林等の指定地域を踏まえ、土地利用の指針を定める国土利用計画や農業振興地域等を定める農業振興地域整備計画等を定期的に見直し、土地利用指針の確立を進める必要がある。
- 集落周辺や海岸近くの森林の保全に努めるとともに、ダム湖面及び周辺の整備等、自然資源を活かした地域振興に資する土地利用を検討する必要がある。
- 良好な環境を確保するため、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うこと及び事業の実施段階において環境影響評価を実施することなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る必要がある。また、開発行為等について「沖縄県県土保全条例」、「沖縄県赤土等流出防止条例」などの各種規制措置等により適切に対処する必要がある。
- 「宜野座村赤土等の流出汚染防止条例」や「宜野座村赤土等の流出汚染防止対策推進協議会」をはじめ、農用地の勾配修正、緑化拡充による赤土流出の防止に取り組む必要がある。

(農地の有効利用)

- 農地については、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を促進し、休耕地の解消など、農地の有効利用を促進する必要がある。

(森林の有効利用)

- 森林区域のうち、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を「森林保全区域」として永久に保全し、火災等により消失した森林については復元を原則とする必要がある。
- 森林のうち、自然とのふれあいや癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る必要がある。また、集落周辺の森林については、利用状況及び森林としての諸機能の発揮に応じて、自然環境の保全に配慮しつつ、その有効利用を図る必要がある。

(水面・河川・水路の有効利用)

- 河川・海浜の親水化整備やマングローブ等の既存植生の保全・活用等、地域と連携して宜野座福地川の整備計画を検討する必要がある。
- 漢那福地川や宜野座福地川等、各河川周辺一帯を河川保全活用区域とし、河川、河口及びその周辺一帯の開発抑制及び水質汚濁の防止に努めるとともに、自然環境の復元とあわせて、遊歩道の整備や緑化等により憩いの場を設ける等、人と自然がふれあえる空間づくりを進める必要がある。
- 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能の発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、周辺の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る必要がある。

(低未利用地の利用)

- 低未利用地のうち、耕作放棄地については、村土の有効利用並びに村土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農地利用集積円滑化事業等による農用地の有効活用を積極的に促

進するとともに、地域の状況に応じ、活性化のための施設用地、森林等への転換を図る必要がある。
(森林・原野等の適切な利用転換)

○森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養に留意しつつ、災害の発生、景観や自然環境の悪化等公益的機能低下の防止に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。また、原野等の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。
(農地の適切な利用転換)

○農地の利用転換については、農産物の生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に十分留意するとともに、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が適正に確保できるよう十分配慮する必要がある。農地と宅地が混在する地域においては、土地利用の混在による弊害を防止するため、住民意向に配慮しつつ、まとまりのある土地利用を図る必要がある。

(暴風・防潮林の整備)

○農地や農業施設等の生産機能の向上及び集落の環境向上を図るため、防風・防潮林の植栽を推進する必要がある。

(農業振興地域の見直し)

○国が示す「食料・農業・農村基本計画」や「攻めの農林水産業」、「農林漁業の6次産業化の推進」等を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「人・農地プラン」、「農村振興基本計画」、「農村振興地域整備計画」の作成及び更新を行うとともに、宜野座村国土利用計画と連携を図り、農業振興地域の見直し等に取り組む必要がある。

(農産物の安定供給)

○「有機の里宜野座村」の定着を図るため、エコファーマーの育成・認定者の増加に取り組むとともに、農家との連携による堆肥利用や農業アドバイザーによる減農薬・有機栽培等の環境保全型農業を促進し、安心・安全な農産物の生産・販売の普及を図る必要がある。

○消費者や市場から信頼される安心・安全の産地ブランド形成にむけて、拠点産地に認定されたマンゴー等の栽培技術の向上や、防風・防潮施設の充実等による高品質で安定的な農産物の生産に取り組むとともに、新たな熱帯果樹の果樹生産を振興する必要がある。

○ベビーリーフやイチゴ等を本村の特産品とし、農業施設等生産条件の整備や生産農家への技術指導や販路拡大等の支援に努める必要がある。

○健康食材のイメージや地元食材としての観光資源及び伝統的な地域の食文化の継承等との関連づけを強化し、栽培技術の向上等による伝統的農作物(島野菜・果実等)の生産を振興する必要がある。

○地域全体で支える農業の仕組みづくりとして、道の駅「ぎのぎ」での地元農作物や特産品の販売促進をはじめ、学校給食や観光関連施設等との協力・連携等による地産地消及び地元食材の供給拡大を推進する必要がある。

(農業技術の向上)

○農畜産物の品質や生産性の向上及び販売・流通の拡充に資するIT技術や先進技術の導入を検討する必要がある。

○農家・関連組織・行政等の連携を充実するとともに、農業従事者の技術向上のための講習会の開催等、農業技術の継承と発展に努める必要がある。

(農業の担い手の育成)

○農業の担い手の育成・確保を図るため、宜野座村農業後継者等育成センターにおける農業研修等のさ

らなる充実や、センター内の加工施設を活用した6次産業化にむけた取り組みを進め、新規就農者への就農技術の修得や農家直接販売等、担い手農家の安定収入の確保に取り組む必要がある。

(水産物の安定供給)

- 養殖漁業を推進するため、モズク養殖の充実と安定生産の確立や、海ぶどう養殖技術を活かした生産拡大のための施設整備に取り組む必要がある。
- 漁場の枯渇を防ぐため、魚種や貝類等の放流事業の強化を図るとともに、宜野座村漁業協同組合等との連携による低・未利用資源（ホンダワラ等）の活用を促す商品開発や研究を支援する必要がある。
- 機能保全計画書に基づき、漁港や漁場の各施設機能の日常的な保守点検や維持保全、改修等の老朽化対策をはじめ、防災対策等も含めた安全・安心に操業できる施設の整備を図る必要がある。
- 高値で取引される活魚等、漁業者による創意工夫を活かした新たな漁具・漁法等の導入を促進するとともに、新規漁業への着業を促進する必要がある。
- 操業時間・燃油コストの削減を図るため、表中層浮魚礁等の漁礁の設置、漁場の合理的な利用、オゴノリ・スウナ等の藻類やシャコガイ等の貝類等の新たな養殖場の開発を促進し、資源管理型漁業を推進する必要がある。
- 宜野座村漁業協同組合や宜野座村商工会等と連携して、水産資源を活用した商品開発、漁村漁民活性化施設や道の駅「ぎのぎ」等を利用した販路拡大の促進を図る必要がある。
- 漁業経営の規模拡大、漁船の近代化を促進するとともに、燃料費補助等の操業の支援、利子補給等の支援制度を充実し、漁業経営の安定化に努める必要がある。

(漁村漁民との交流)

- 宜野座村漁業組合（観光部）と宜野座村観光協会が連携し、海に関する体験型観光プログラムや情報発信等の充実を促進するとともに、漁村漁民活性化施設を拠点とした地元の児童生徒や観光客等の受け入れ体制の強化を促進する必要がある。
- 宜野座村漁業協同組合の組織強化、漁業情報交換、漁民間の交流等を促進するとともに、健全な経営に向けた支援を行う必要がある。

(漁業の担い手の育成)

- 宜野座村漁業協同組合と連携し、若者の漁業体験受け入れ等の充実や漁業就業の魅力をアピールするイベント等を開催する等、後継者の育成・確保を促進する必要がある。

(観光受け入れ体制の強化)

- 地域の魅力である「自然」と先人たちが培い地域で息づいている「文化（人々の暮らし）」を基調とし、基幹産業である「農業・漁業」の振興と併せた観光振興を図るとともに、宜野座村商工会が作成した「経営発達支援計画」が円滑に推進できるよう連携強化に努める必要がある。また、地域ブランドとなる特産品の開発と観光商工の担い手の育成及び観光受け入れ体制の強化を図る必要がある。
- 宜野座村文化のまちづくり事業実行委員会と連携し、がらまんホール等の既存施設で村民及び来訪者に伝統芸能鑑賞機会を提供する必要がある。
- 宜野座村観光協会等と連携し、地域の豊かな自然と文化を基調としつつ、地域の農畜水産を活かした観光資源を開発し、自然体験や歴史文化体験、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム等の観光プログラムの実施を促進する必要がある。

個別施策分野⑧ 環境

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

（避難所の整備）

- 大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーシステムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進する必要がある。

（公共施設の地球温暖化対策）

- 今後の老朽化に向けて法定点検の結果や耐用年数等から事前に大規模改修時期を把握し、地球温暖化対策も考慮した修繕を行う必要がある。地球温暖化対策例・照明施設のLED化・自家発電設備の導入・蓄電池設備の導入・空調監視システムの導入による省エネ化が必要である。

（移住・定住の促進）

- 本村の資源を最大限に活かし、人々の交流の中でさらに資源に磨きをかけ、その魅力を村外に発信することで、本村により多くの観光客等が訪れる人の流れをつくるとともに、それをきっかけに移住・定住につなげていくことが必要である。宜野座村に行きたい、住みたい、住み続けたいと思えるよう、移住希望者と地域住民の情報を繋ぎ、住宅情報を発信するとともに、村出身者をはじめ、地域の担い手となる若年層の確保やむらづくりに力を発揮できるに高齢者層など、各層にむけて移住・定住を促進する必要がある。
- 移住等を計画する希望者への住宅関連情報の提供に努める必要がある。

（河川環境の回復）

- 漢那福地川、宜野座福地川、慶武原川、松田鍋川の周辺では、開発の抑制、水質汚濁の防止によりその環境を保全するとともに、自然景観の回復と活用に努める必要がある。

（海岸域の利用）

- 太平洋に臨む海岸線一帯を海岸保全区域とし、防風・防潮林及び防風垣を造成するとともに、修景緑化と環境美化に努め、美しい自然の海岸線の保全を図る必要がある。
- 海岸域は、湾曲の多い複雑な形状となっており、干潟や岩礁、砂浜等、美しい自然の海浜景観が保全され、漢那ビーチは海水浴場として多くの人々に利用されている。太平洋側に発達したイノー（礁湖）は、宜野座漁港、漢那漁港を拠点にした魚介類及びモズク養殖等の大切な漁場であり、また浜下り等村民の年中行事等の空間ともなっている。陸側には農地や集落を包護するアダンやモクマオウ等の防風・防潮林が発達している。こうした美しい自然海岸を保全し、農地や集落への環境圧を低減する防風・防潮林の保全・創出に努めるとともに、人々が利用しやすい海岸域の環境整備を行う必要がある。また、潟原の干潟は、村内でも固有な自然環境（砂浜、干潟、マングローブ林等）がみられ、学習・交流等の場としてこれらの資源を活かす必要がある。

（自然と調和した土地利用）

- 村民にとって、自然の豊かさを感じる生活と様々な生産活動は、山から海まで至る循環した自然の営みの中でその恩恵を享受し、成り立っている。新たな経済活動の振興をはかる場面においても、このバランスのとれた空間の魅力が前提であり、誘引または立地の基礎条件となる。したがって、村民の

生活や生産活動、開発行為等、全ての土地利用に関する分野で、自然環境の循環に配慮した土地利用や技術、体制、使用面での工夫を展開し、自然と調和した村土を築き上げる必要がある。

(緑と水辺を守る土地利用)

- 本村の緑・水辺空間は、固有の動植物が生息する貴重な空間であると同時に、特に森林域は水を蓄え、災害を防ぐ装置として村民の生活・生産活動を支え、河川や海岸域の環境を保全する役割を担っている。本村では、この緑空間の骨格となる古知屋岳から漢那岳にいたる北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の森林地域を保全する。また、道路、河川、集落等、あらゆる空間で緑を創ることで緑をつなぎ、動植物が生息できる空間を広げ、自然と共生する村土を形成する必要がある。

(農地の活用)

- 段丘や低地に広がる農用地区域一帯を農業振興のために必要な農業区域とし、自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を進めつつ、優良農地を確保するとともに、農地の流動化・高度利用等により優良農地の効率的利用を促進する必要がある。
- 農地は、生産基盤の整った優良農地を有効活用するため、委託経営や利用集積など農地の流動化を促進し、その保全・活用に努める必要がある。また、農地における安定生産はもとより、イノーにおける漁業生産の持続的発展及び河川、海浜域、イノーの自然環境を保全するため、防風林や耕土流出防止対策を強化し、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を促進する必要がある。さらに、安全な食料の供給及び本村の自然環境の保全につながる有機栽培を促進し、安全な村土の形成を図る必要がある。

(森林の活用)

- 森林は、均衡のとれた村土の発展を図る上でも、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を保全森林として永続的に保存する必要がある。また、村内における自然生態系の保全、再生を図るため、河川・海岸域、集落域周辺における造林を推進し、生物生息空間をつなげ、広がりのある緑空間のネットワークに努める必要がある。

(レクリエーション用地の確保)

- 漢那福地川及び宜野座福地川周辺の豊かな自然を活かした観光情報拠点施設及び親水公園等を整備する必要がある。
- レクリエーション用地は、湖面及び河川河畔、その周辺の森林域で、これらの自然資源を活かすことを基本としたレクリエーション空間の形成を図る必要がある。
- 沿岸域は、本県の広域的な観光・レクリエーション動向を鑑みつつ、本村の海浜景観を活かしたレクリエーション施設の立地を誘導する必要がある。その立地に際しては陸域への生産・生活環境に影響を与えないよう、保安林を保全・造林するとともに、海岸地形の改変がないようその利用を促す必要がある。なお、海岸域は、本村の水産業を振興する上でも貴重な空間であるため、海域利用の共存に努める必要がある。

(地球温暖化対策の推進)

- 新エネルギーの導入については、費用対効果等も十分に考慮し、地域に適した実現性の高い地域エネルギーの可能性を検討する必要がある
- 宜野座村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省資源、省エネルギー、リサイクル等の環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して取り組む必要がある。
- 家庭や事業所、ホテル等で環境に負荷の少ない太陽光・太陽熱等の自然エネルギーの活用を促進する必要がある。

○地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築をめざすとともに、良好な大気環境の保全に向けて、自然エネルギー等の新エネルギーの導入を推進する必要がある。

(循環型社会の形成)

○沖縄北部森林組合や地域・農家等と連携して、宜野座村堆肥センター及びオガコ製造施設を活用した耕畜連携農業や資源循環型農業を推進し、地域ぐるみによる循環型社会の形成を図る必要がある。

○循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを進める必要がある。また、発生した廃棄物を適正に処理するための広域的・総合的なシステムを形成する必要がある。さらに、廃棄物の不法投棄等、不適正な処理防止に努める必要がある。

(水環境の確保)

○農用地における耕土流出対策や森林の適切な維持管理、水辺地等の保全による河川及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環の確保を図る必要がある。また、土壤汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める必要がある。

(自然環境の維持・形成)

○高い価値を有する原生的な自然については、厳正な保全を図る必要がある。また、野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る必要がある。二次的な自然については、地域による保全活動を促進し、自然環境の維持・形成を図る必要がある。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る必要がある。この場合、固有生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生き物の生息・生育空間となる自然や緑地のネットワークの形成に配慮する必要がある。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する必要がある。さらに、固有種等貴重な動植物群やサンゴ礁等の優れた自然環境については、世界に誇れる遺産として、健全な地域個体群の維持を図るため、関係機関と連携し科学的・計画的な保護管理を図る必要がある。

(良好な環境の確保)

●自然環境の保全を優先しつつ農業的土地利用を基本とする計画的な土地利用、定住促進と地域活力を生み出す土地利用を基本に、農業振興地域整備計画、道路整備計画、保安林等の指定地域を踏まえ、土地利用の指針を定める国土利用計画や農業振興地域等を定める農業振興地域整備計画等を定期的に見直し、土地利用指針の確立を進める必要がある。

●集落周辺や海岸近くの森林の保全に努めるとともに、ダム湖面及び周辺の整備等、自然資源を活かした地域振興に資する土地利用を検討する必要がある。

●良好な環境を確保するため、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うこと及び事業の実施段階において環境影響評価を実施することなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る必要がある。また、開発行為等について「沖縄県県土保全条例」、「沖縄県赤土等流出防止条例」などの各種規制措置等により適切に対処する必要がある。

●「宜野座村赤土等の流出汚染防止条例」や「宜野座村赤土等の流出汚染防止対策推進協議会」をはじめ、農用地の勾配修正、緑化拡充による赤土流出の防止に取り組む必要がある。

(計画的な土地利用)

○土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及

び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う必要がある。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる必要がある。さらに、低未利用地の有効利用を通じて、自然的土地利用からの転換を抑制することを基本とする必要がある。

(森林・原野等の適切な利用転換)

- 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養に留意しつつ、災害の発生、景観や自然環境の悪化等公益的機能低下の防止に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。また、原野等の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。

(環境学習の推進)

- 自然との共生に対する意識の高揚を図るため、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努める必要がある。

個別施策分野⑨ 土地利用

(災害に強い集落構造)

- 環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導する必要がある。
- 本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策をとる必要がある。
- 村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する必要がある。
- 災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る必要がある。
- 宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る必要がある。

(道路の整備)

- 道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する必要がある。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心して快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む必要がある。
- 必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める必要がある。
- 人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「(仮称) 宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「(仮称) 城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める必要がある。
- 道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る必要がある。
- 道路は、広域幹線軸となる国道 329 号宜野座改良、地域幹線軸となる (仮称) 宜野座横断道路 (宜野座恩納線) による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る必要がある。また、

村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める必要がある。

●農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、農家による沿道管理を促進する必要がある。

●LED化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する必要がある。

(耕作放棄地等の活用)

●移住・定住を促進するために、適切な土地利用(耕作放棄地等の農地活用等)が必要である。

(住宅の確保)

○「行きたい、住みたい、住み続けたい宜野座村」の魅力を各層に向けて発信し、住宅確保を支援することが必要である。

(森林域の利用)

○村土の過半を占める森林域は、宜野座村の自然・生活環境の基盤であり、今後とも地域の資源、財産として永続的に保全するとともに、一部では、その豊かな自然環境を活かした地域の振興が図れるよう、自然環境と調和のとれた土地利用を検討する必要がある。

(農用地の利用)

●農用地は米軍施設・区域を除いた村域の約半分を占めており、これまで農業基盤整備事業、農業構造改善事業等を積極的に実施し、その整備率は県内でも高い実績を誇るが、基盤整備等で地形を改変したことにより、赤土流出の主な要因ともなっている。引き続き、赤土流出防止に努めつつ農業基盤整備を進め、優良農用地の確保を図る必要がある。

(集落の整備)

●宜野座村の集落は、国道329号周辺に6集落が房状に立地しており、中でも宜野座区は、村役場をはじめとする公用・公共用施設用地が集積する本村の中心地区となっている。今後は、新たな住宅地ニーズに応じて計画的に住宅地を確保する必要がある。また、畜舎や墓地及び各種開発について、適正な規制・誘導を進め、快適な生活環境を確保していく必要がある。

(河川環境の回復)

●漢那福地川、宜野座福地川、慶武原川、松田鍋川の周辺では、開発の抑制、水質汚濁の防止によりその環境を保全するとともに、自然景観の回復と活用に努める必要がある。

(海岸域の利用)

●太平洋に臨む海岸線一帯を海岸保全区域とし、防風・防潮林及び防風垣を造成するとともに、修景緑化と環境美化に努め、美しい自然の海岸線の保全を図る必要がある。

●海岸域は、湾曲の多い複雑な形状となっており、干潟や岩礁、砂浜等、美しい自然の海浜景観が保全され、漢那ビーチは海水浴場として多くの人々に利用されている。太平洋側に発達したイノー(礁湖)は、宜野座漁港、漢那漁港を拠点にした魚介類及びモズク養殖等の大切な漁場であり、また浜下り等村民の年中行事等の空間ともなっている。陸側には農地や集落を包護するアダンやモクマオウ等の防風・防潮林が発達している。こうした美しい自然海岸を保全し、農地や集落への環境圧を低減する防風・防潮林の保全・創出に努めるとともに、人々が利用しやすい海岸域の環境整備を行う必要がある。また、潟原の干潟は、村内でも固有な自然環境(砂浜、干潟、マングローブ林等)がみられ、学習・交流等の場としてこれらの資源を活かす必要がある。

(民間開発)

●開発許可制度等により適切な開発指導を図り、環境保全と調和に十分に配慮した工法の導入等、環境と調和する土地開発に努める必要がある。

●海洋型健康増進施設や海岸隣接集落との調和を図りつつ、海浜を活用した交流・レクリエーション空間や保安林の拡充を推進する必要がある。

●海岸域を中心にレクリエーション区域として位置づけられた区域については、これまで宜野座村ITオペレーションパークや宜野座カントリークラブ等が立地しており、現在も、民間企業によるリゾート開発計画等の動きがみられる。今後とも、魅力あふれる区域の形成に向けて、社会経済動向を踏まえ、長期的な展望に立った取り組みを行う必要がある。

(自然と調和した土地利用)

●村民にとって、自然の豊かさを感じる生活と様々な生産活動は、山から海まで至る循環した自然の営みの中でその恩恵を享受し、成り立っている。新たな経済活動の振興をはかる場面においても、このバランスのとれた空間の魅力が前提であり、誘引または立地の基礎条件となる。したがって、村民の生活や生産活動、開発行為等、全ての土地利用に関する分野で、自然環境の循環に配慮した土地利用や技術、体制、使用面での工夫を展開し、自然と調和した村土を築き上げる必要がある。

(緑と水辺を守る土地利用)

●本村の緑・水辺空間は、固有の動植物が生息する貴重な空間であると同時に、特に森林域は水を蓄え、災害を防ぐ装置として村民の生活・生産活動を支え、河川や海岸域の環境を保全する役割を担っている。本村では、この緑空間の骨格となる古知屋岳から漢那岳にいたる北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の森林地域を保全する。また、道路、河川、集落等、あらゆる空間で緑を創ることで緑をつなぎ、動植物が生息できる空間を広げ、自然と共生する村土を形成する必要がある。

(リゾート・レクリエーション空間の形成)

●本村では、湖面や河川、海岸域を活かしたリゾート・レクリエーション空間の形成に向けた取り組みを進めており、健康志向が高まるなか、今後とも本村の自然資源を活かした多様な余暇活動での活用が必要である。

(農地の活用)

●段丘や低地に広がる農用地区域一帯を農業振興のために必要な農業区域とし、自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を進めつつ、優良農地を確保するとともに、農地の流動化・高度利用等により優良農地の効率的利用を促進する必要がある。

●農地は、生産基盤の整った優良農地を有効活用するため、委託経営や利用集積など農地の流動化を促進し、その保全・活用に努める必要がある。また、農地における安定生産はもとより、イノーにおける漁業生産の持続的発展及び河川、海浜域、イノーの自然環境を保全するため、防風林や耕土流出防止対策を強化し、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を促進する必要がある。さらに、安全な食料の供給及び本村の自然環境の保全につながる有機栽培を促進し、安全な村土の形成を図る必要がある。

(森林の活用)

●森林は、均衡のとれた村土の発展を図る上でも、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を保全森林として永続的に保存する必要がある。また、村内における自然生態系の保全、再生を図るため、河川・海岸域、集落域周辺における造林を推進し、生物生息空間をつなげ、広がりのある緑空間のネットワークに努める必要がある。

(原野の有効活用)

●原野は、村土の有効利用を図るため、環境保全に配慮しつつ、農用地、住宅地、事務所、店舗等の宅地、公共施設用地等への転換を促進する必要がある。ただし、環境保全上重要な機能を有するもの、

または貴重な文化資源を包蔵するもの等については、その保全を図る必要がある。

(水面の活用)

- カタバル干潟地域を海岸活用区域とし、関係部局・機関の連携のもと、その自然環境を保全しつつ、エコツーリズム等、自然環境を活かした展開について検討する必要がある。
- 水面は、農業用水及び防災面でも重要な機能を有していることから、今後とも保全するとともに、水面を活かした多面的なレクリエーション機能の強化とアクセス利便性の向上を図る必要がある。水路は、特に農地の赤土流出対策を強化するとともに、その他、生活・産業排水等についても適切な処理を促進する必要がある。さらに、水面・河川・水路に係る施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る必要がある。

(住宅地の整備)

- 住宅地は、まとまった新規住宅地を主要な幹線道路沿道に、既存の自然環境及び景観等へ配慮しつつ形成する必要がある。既存集落内では、集落内の未利用地等の有効利用を促進し、集落域の拡大については、周辺の農地の状況に応じ、適切な範囲で拡大を図る必要がある。なお、新規宅地の立地は各字のコミュニティ及び生活基盤の設置等を鑑み、できる限り散在しないよう、まとまりのある住宅地の形成を促進する必要がある。また、集落内及び宅地内の緑化や、集落周辺の史跡・御嶽、湧泉等の保全・活用を促進する必要がある。

(産業用地の確保)

- 工場の新規立地ニーズに対しては、自然環境や生活環境に配慮した立地を促進するとともに、公害対策や緩衝緑地の確保等、適切な配置・誘導を促進する必要がある。
事務所、店舗等は、幹線道路沿道への集積を促進しつつ、かつ集落との調和に配慮した施設整備を促進する必要がある。

(公共用地の確保)

- 公用・公共用施設用地については、既存の公用・公共核（役場周辺）の拡充を図るため、国道329号宜野座改良沿道に新たな公用・公共用施設を配置し、公的サービス機能の拡充を図る必要がある。なお、新規機能の導入ニーズに関しては、既存施設の活用も併せ総合的な観点から機能の導入・配置方を検討する必要がある。さらに、集落内においては住民が集える広場等の確保を図る必要がある。

(レクリエーション用地の確保)

- 漢那福地川及び宜野座福地川周辺の豊かな自然を活かした観光情報拠点施設及び親水公園等を整備する必要がある。
- レクリエーション用地は、湖面及び河川河畔、その周辺の森林域で、これらの自然資源を活かすことを基本としたレクリエーション空間の形成を図る必要がある。
- 沿岸域は、本県の広域的な観光・レクリエーション動向を鑑みつつ、本村の海浜景観を活かしたレクリエーション施設の立地を誘導する必要がある。その立地に際しては陸域への生産・生活環境に影響を与えないよう、保安林を保全・造林するとともに、海岸地形の改変がないようその利用を促す必要がある。なお、海岸域は、本村の水産業を振興する上でも貴重な空間であるため、海域利用の共存に努める必要がある。

(農地の有効利用)

- 農地については、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を促進し、休耕地の解消など、農地の有効利用を促進する必要がある。

(森林の有効利用)

- 森林区域のうち、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を「森林保全区域」として永久に保全し、火災等により消失した森林については復元を原則とする必要がある。
- 森林のうち、自然とのふれあいや癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る必要がある。また、集落周辺の森林については、利用状況及び森林としての諸機能の発揮に応じて、自然環境の保全に配慮しつつ、その有効利用を図る必要がある。

(水面・河川・水路の有効利用)

- 河川・海浜の親水化整備やマングローブ等の既存植生の保全・活用等、地域と連携して宜野座福地川の整備計画を検討する必要がある。
- 漢那福地川や宜野座福地川等、各河川周辺一帯を河川保全活用区域とし、河川、河口及びその周辺一帯の開発抑制及び水質汚濁の防止に努めるとともに、自然環境の復元とあわせて、遊歩道の整備や緑化等により憩いの場を設ける等、人と自然がふれあえる空間づくりを進める必要がある。
- 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能の発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、周辺の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る必要がある。

(住環境の整備)

- 新たな「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年）に伴い、「宜野座村住生活基本計画」を策定する必要がある。
- 住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、安全性の向上とゆとりのある快適な環境の確保に努める必要がある。

(低未利用地の利用)

- 低未利用地のうち、耕作放棄地については、村土の有効利用並びに村土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農地利用集積円滑化事業等による農用地の有効活用を積極的に促進するとともに、地域の状況に応じ、活性化のための施設用地、森林等への転換を図る必要がある。

(計画的な土地利用)

- 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う必要がある。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる必要がある。さらに、低未利用地の有効利用を通じて、自然的土地利用からの転換を抑制することを基本とする必要がある。

(森林・原野等の適切な利用転換)

- 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養に留意しつつ、災害の発生、景観や自然環境の悪化等公益的機能低下の防止に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。また、原野等の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る必要がある。

(農地の適切な利用転換)

- 農地の利用転換については、農産物の生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に十分留意するとともに、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、無秩序な転換を抑制し、優良農用地が適正に確保できるよう十分配慮する必要がある。農地と宅地が混在する地域においては、土地利用の混在による弊害を防止するため、住民意向に配慮しつつ、まとまりのある土地利用

を図る必要がある。

(大規模な土地利用の転換の際の配慮)

- 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、村土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る必要がある。また、総合計画や各種関連計画との整合を図るとともに、地域住民の意向等を踏まえたうえで、適切な対応を図る必要がある。

(多様な主体による村土管理)

- 土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして村土の管理に参加することにより、村土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な村土の利用に資する効果が期待できる。このため、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により村土の適切な管理に参画していく取組を推進する必要がある。

(土地利用に関する情報の整備)

- 村土の適正な利用を図るため、必要に応じて土地利用の現況や自然的、社会的、文化的条件などの村土に関する基礎的調査や村土利用に関する実態把握等を行うとともに、開発行為や土地利用転換等に関する情報の事前の収集整備に努め、適切な措置を講じる必要がある。また、それらの情報が有効かつ的確に利活用されるようシステム化を図ること等により、土地利用等の適切な運用に資するとともに、住民の村土に関する理解の促進を図るため、調査結果の普及、啓発に努める必要がある。
- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。

横断的分野① リスクコミュニケーション

(災害に強いひとづくり)

- 防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策をとる必要がある。

(公共施設の保全)

- 「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進める必要がある。
- 公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める必要がある。特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う必要がある。
- 公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する必要がある。
- 「宜野座村住基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る必要がある。

(プロモーション)

- 周辺市町村や沖縄本島の北部地域をはじめ、友好都市等との共同イベントの開催や交通・産業等の政策連携等、広域連携による新たな魅力の創出等が必要である。

(広域連携)

- 村民みんなが健康で安心して暮らし、住んで誇れる地域づくりやむらの魅力向上等につながる広域連携の対応が必要である。

(土地利用に関する情報の整備)

- 村土の適正な利用を図るため、必要に応じて土地利用の現況や自然的、社会的、文化的条件などの村土に関する基礎的調査や村土利用に関する実態把握等を行うとともに、開発行為や土地利用転換等に関する情報の事前の収集整備に努め、適切な措置を講じる必要がある。また、それらの情報が有効かつ的確に利活用されるようシステム化を図ること等により、土地利用等の適切な運用に資するとともに、住民の村土に関する理解の促進を図るため、調査結果の普及、啓発に努める必要がある。
- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。

(地域における子育ての支援)

- 地域における子育て相談や家庭保育等の子どもや保護者の交流の場となる地域子育て支援センターの充実を図る必要がある。
- 各種子育てサービスや育児サークル等の子育て関連情報を発信するとともに、民生委員児童委員等と連携した地域における子育て支援を行う必要がある。

(防災関係機関の連携の強化)

- 警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深める必要がある。
- 沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図る必要がある。

横断的分野② 人材育成

(防災意識の啓発)

- 災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。
- また災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、普段における必要な訓練も重要である。このため村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する必要がある。

(村民に対する防災教育)

- パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努める必要がある。
- 村民に対して「自らの生命は自ら守る」ということ基本に、地域別説明会や映画会並びに学校教育等を通じて地域防災計画の内容や過去の災害の紹介、並びに災害の予防及び災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識の高揚を図る必要がある。

(防災訓練の実施)

- 自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努める必要がある。
- 防災知識の普及は防災訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体や民間協力団体及び学校並びに地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練の計画的な実働訓練を実施する必要がある。
- 地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図る必要がある。
- AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図る必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣保組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。
- そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する必要がある。

(要支援者の安全確保)

- 宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者が迅速に避難できるよう、災害時避難行動要支援者対策を推進する必要がある。
- 高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図る必要がある。
- 避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定する必要がある。
- 高齢者・障害者・乳幼児等の災害弱者に対しては、防災知識の普及及び災害時の情報提供並びに避難誘導などの対策において様々な配慮が必要である。そのため平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮

設住宅への優先的入居等の措置等についても推進していく必要がある。

- 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努める必要がある。

(社会福祉施設等での安全確保)

- 社会福祉施設等(幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む)においては、高齢者・障害者・乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。

(在宅介護での安全確保)

- 在宅で介護を必要とする住民等(独居老人を含む)についても、生活環境の面から防災上の配慮が必要となるため、これらの住民に対する防災対策を講じる必要がある。

(避難誘導體制の確立)

- 避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある。また老人・子供・身体障害者など災害弱者の安全を優先して行なう必要がある。そのため平常時から災害弱者の情報や避難経路の安全性の把握を行なう必要がある。また地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておく必要がある。

(避難所の開設・運営の取り決め)

- 避難所の開設は迅速かつ円滑に行う必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておく必要がある。

- 避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める必要がある。

(若い世代の定住促進)

- 20代~30代の女性の転出が多くなると人口減少につながることから、若い女性を含めた若い子育て世代の転出を抑制していくことが大きな課題であり、雇用の確保や子育て支援等と併せた移住・定住の促進を図る必要がある。

- 宜野座村内で働きたいとする意向がある(村民約5割、青年35.1%)ことから、若年層等の転出抑制にもつながる就労可能な環境づくりが必要である。

(地域防災の担い手の育成)

- 住み慣れた地域で安心・安全で住み続けられるよう、地域防災の担い手育成等、村民主体のむらづくりが必要がある。

(地域の実情に応じたむらづくり)

- 地域主体によるむらづくり活動を支援するとともに、「宜野座村むらづくり村民会議」等の村民参画のシステムを構築する必要がある。また、各区との情報交流及び広報・広聴活動を充実するとともに、各種計画等の村民参画機会の充実を図る必要がある。

- 各区での行事等の地域コミュニティを活かした各種活動の支援に努める必要がある。

- 各区における地域課題を解決するよう、「仮称〇〇区むらづくり構想」等の策定を促進する必要がある。

- 村民や地域が主体となって企画・提案するよう、村民参画のシステム等を定める「むらづくり基本条例」(あるいは村民提案制度導入)の検討をはじめ、専門家の派遣、むらづくり活動資金の助成、各種情報の提供等、地域活動の支援・サポート体制等の構築を検討する必要がある。

- 地域(区)によっては、人口構造が大きく変わることも考えられることから、地域の担い手育成等、

地域の実情に応じたむらづくりの取り組みが必要である。

- むらづくりアドバイザー等の専門的な知識や経験、技能等を有する人材を活用することにより、本村の魅力あるむらづくりに取り組む必要がある。

(移住・定住の促進)

- 本村の資源を最大限に活かし、人々の交流の中でさらに資源に磨きをかけ、その魅力を村外に発信することで、本村により多くの観光客等が訪れる人の流れをつくとともに、それをきっかけに移住・定住につなげていくことが必要である。宜野座村に行きたい、住みたい、住み続けたいと思えるよう、移住希望者と地域住民の情報を繋ぎ、住宅情報を発信するとともに、村出身者をはじめ、地域の担い手となる若年層の確保やむらづくりに力を発揮できるに高齢者層など、各層にむけて移住・定住を促進する必要がある。

- 移住等を計画する希望者への住宅関連情報の提供に努める必要がある。

(地域学習の推進)

- 地域文化や文化財、博物館等を活用し、郷土の自然・歴史・文化学習の充実を図る必要がある。

(学校・家庭・地域の連携)

- 学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある学校運営の必要がある。

(地域文化の継承)

- 地域にある貴重な文化財や伝統文化を、村民共有の財産として適切に記録・保存及び次世代に継承していくとともに、子どもや一般向けの文化財講座や地域巡り、企画展等で積極的に活用し、村民の伝統文化等の地域資源に対する意識の啓蒙を図る必要がある。

- 村民の豊かな感性を育むため、宜野座村文化センターを中心として、村民が芸術に親しむ機会の創出や地域の文化活動の担い手を育てる必要がある。

(環境学習の推進)

- 自然との共生に対する意識の高揚を図るため、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努める必要がある。

(漁業の担い手の育成)

- 宜野座村漁業協同組合と連携し、若者の漁業体験受け入れ等の充実や漁業就業の魅力をアピールするイベント等を開催する等、後継者の育成・確保を促進する必要がある。

(観光受け入れ体制の強化)

- 地域の魅力である「自然」と先人たちが培い地域で息づいている「文化(人々の暮らし)」を基調とし、基幹産業である「農業・漁業」の振興と併せた観光振興を図るとともに、宜野座村商工会が作成した「経営発達支援計画」が円滑に推進できるよう連携強化に努める必要がある。また、地域ブランドとなる特産品の開発と観光商工の担い手の育成及び観光受け入れ体制の強化を図る必要がある。

- 宜野座村文化のまちづくり事業実行委員会と連携し、がらまんホール等の既存施設で村民及び来訪者に伝統芸能鑑賞機会を提供する必要がある。

- 宜野座村観光協会等と連携し、地域の豊かな自然と文化を基調としつつ、地域の農畜水産を活かした観光資源を開発し、自然体験や歴史文化体験、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム等の観光プログラムの実施を促進する必要がある。

横断的分野③ 官民連携

(外国人、観光客の安全確保)

- 村及び防災関係機関並びに観光施設等の管理者は、観光客や外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する必要がある。

(災害ボランティアの活動環境の整備)

- 大規模災害時には、ボランティア活動のあり方によってその後の救援・復興を左右する重要な役割を担っている。

- 行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア（団体）や企業等が日常的に取り組むべき計画等を支援・実施する必要がある。

(災害ボランティアの育成)

- ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていく必要がある。

- 本村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る必要がある。

- ボランティアが効果的な活動を実施するためには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。

(専門ボランティアの登録)

- 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努める必要がある。

また本村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める必要がある。

(避難行動要支援者への避難支援)

- 避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う必要がある。

(災害時要援護者の避難生活支援)

- 本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する必要がある。

- 避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う必要がある。

- 県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う必要がある。

(福祉サービスの確保)

- 本村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する必要がある。

(外国人支援の実施)

- 本村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う必要がある。

(観光客等への支援)

- 本村は観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する必要がある。施設が不足する

場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する必要がある。

- 本村から県有施設の一時使用の要請があった場合、県は支障のない範囲において提供する必要がある。また、国、関係団体等に施設の利用を要請する必要がある。
- 本村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する必要がある。
- 本村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する必要がある。
- 本村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する必要がある。
- 県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する必要がある。

(多様な主体による村土管理)

- 土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして村土の管理に参加することにより、村土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な村土の利用に資する効果が期待できる。このため、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により村土の適切な管理に参画していく取組を推進する必要がある。

(阪神タイガース等スポーツの誘致)

- 阪神タイガースの春季キャンプ受け入れの充実や地域との交流を図るとともに、宜野座村観光協会等と連携し、野球・カヌー・自転車・各種球技等のスポーツ合宿等のスポーツ・ツーリズムを推進する必要がある。

(情報通信関連産業の立地を活かした産業振興)

- 宜野座村 IT オペレーションパークへの企業誘致や施設の機能強化等、情報通信関連産業の立地を活かした産業振興に努める必要がある。

(行政のデジタル化)

- 村内の情報通信基盤の確立に努めつつ、村役場職員をはじめ村民における ICT の知識・技術の向上を図り、医療、福祉、防災、地域活性化等の各分野での ICT の利活用を推進する必要がある。さらに、行政サービスの向上・高度化や行政業務システムの効率化、情報セキュリティ対策を向上するため、さらなる電子自治体を推進する必要がある。
- 防災・防犯、観光・農水産業の振興、健康福祉等、幅広い分野における ICT の利活用を関係機関や民間企業等と連携して推進する必要がある。
- 村民の情報通信技術や情報セキュリティの向上、インターネットの普及を図るため、関係機関や民間企業等と連携した高齢者でもわかりやすい IT 講座の開催をはじめ、ICT を利用した生涯学習を推進する必要がある。
- ICT を活用したむらづくりや行政サービス等の向上を図るため、「(仮称) 宜野座村地域情報化計画」を策定し、計画で位置づけた施策を推進する必要がある。
- インターネットの媒体を利用した村公式ホームページや SNS、公衆無線 LAN (Wi-Fi※1) 等を効率的に活用し、村政情報の内容充実をはじめ、わかりやすく見やすい情報を公開・発信する必要がある。
- 電子媒体を使った電子申請・電子調達システムの拡充、施設予約システム等、利便性の高い行政サービスの提供及び行政手続きの電子化を推進する必要がある。

- 庁内の情報システムについては、国が進めている自治体クラウドサービス※2、マイナンバー制度の導入や技術革新等を踏まえつつ、庁内情報システムの再構築を図り、行政事務の簡素化・効率化・合理化に努める必要がある。
- 情報化社会に対応していくため、村役場職員の情報関連知識の向上を含めた総合的な情報セキュリティ対策の強化を進める必要がある。
- 各種情報システムの導入による公共施設間のネットワーク化に努めるとともに、各種申請や公共施設の利用に関する手続きのオンライン化等によるICTを活用した村民サービスの向上や行政事務の効率化を進める必要がある。
(防災関係機関の連携の強化)
- 警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深める必要がある。
- 沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図る必要がある。

横断的分野④ 老朽化対策

(道路・橋梁の保全)

- 年次計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路基盤の老朽化対策を推進する必要がある。
- 年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、関係機関や地域と連携した村道の維持修繕を推進する必要がある。
- 道路管理者は、所管の道路や橋りょう等を常時補修する必要がある。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う必要がある。
- 村道については、月に一度や、台風等の災害時後に職員による見回りの点検を実施し、修繕箇所等の確認を行う必要がある。
- 道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する必要がある。
- 現在の農道の修繕対応としては、住民から陥没等の報告があった場合や、見回り点検の際に確認した箇所を修繕していく必要がある。
- 農道の舗装率は約75%となっていますが、舗装率を100%にするのではなく、隣接する農地の状況に合わせて舗装を実施する必要がある。
- 今後も橋梁長寿命化計画を基に予防保全型の修繕を実行し、コストの削減や安全性の確保に努める必要がある。

(公共施設の保全)

- 「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進める必要がある。
- 公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める必要がある。特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う必要がある。
- 公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する必要がある。

- 「宜野座村住基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る必要がある。

(既存の公共施設の有効活用)

- 数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う必要がある。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する必要がある。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途(機能)転用」が行える建物の新設を検討する必要がある。

(公共施設の安全確保)

- 昭和 56 年度以前の旧耐震基準の下で整備された主な施設については耐震化診断を行い、診断結果に基づいて耐震改修工事を含めた更新を計画的に実施する必要がある。
- 施設の安全性について、高い危険性が認められた公共施設は利用禁止等の処置を行い、利用者の安全確保を図る必要がある。
- 用途廃止され、利用される見込みのない施設については、速やかに除却・売却等の検討を行う必要がある。

(上下水道の災害予防)

- 浄水場の電気機械設備等の整備を実施する必要がある。
- 浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める必要がある。
- 上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
- 上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する必要がある。
- 各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る必要がある。
- 災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める必要がある。
- 「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する必要がある。
- 下水道管の耐震化について検討する必要がある。
- 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する必要がある。
- 下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二重化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
- これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き(日本下水道協会)に基づく必要がある。

- 下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する必要がある。
(バリアフリー化)
- ユニバーサルデザインやバリアフリー等の推進により、誰もが安心して外出し、快適に利用できる道路や公園等の公共施設等の環境整備を進める必要がある。
- 誰もが歩きやすく利用しやすい道路環境を確保するため、危険箇所の交差点改良や歩道のバリアフリー化を推進する必要がある。
- 公共施設等のバリアフリー化を検討する必要がある。